

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成30年 6 月
(第 3 回訂正分)

株式会社エーアイ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年 6 月19日に関東財務局長に提出し、平成30年 6 月20日にその届出の効力は生じております。

- 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成30年 5 月23日付をもって提出した有価証券届出書及び平成30年 6 月 8 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書並びに平成30年 6 月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集187,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し465,000株（引受人の買取引受による売出し380,000株・オーバーアロットメントによる売出し85,000株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成30年 6 月18日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成30年 6 月18日に決定された引受価額（920円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,000円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額（円）」の欄：

「52,440,000」を「55,200,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「52,440,000」を「55,200,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入されません。

5. 本募集並びに「第 2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第 2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「1,000」に訂正
「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1.」を「920」に訂正
「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3.」を「460」に訂正
「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4.」を「1株につき1,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件(900円~1,000円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,000円と決定いたしました。
なお、引受価額は920円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,000円)と会社法上の払込金額(765円)及び平成30年6月18日に決定された引受価額(920円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は460円(増加する資本準備金の額の総額55,200,000円)と決定いたしました。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入されません。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき920円)は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
(略)

(注)8.の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄:

2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成30年6月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき920円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき80円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

上記引受人と平成30年6月18日に元引受契約を締結いたしました。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄:「163,438,000」を「172,040,000」に訂正
「差引手取概算額(円)」の欄:「159,438,000」を「168,040,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額168,040千円に「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限78,200千円を合わせた手取概算額246,240千円については、以下に充当する予定であります。

- ① 既存の音声合成エンジンの改善、次世代音声合成技術の開発及び多言語向け音声合成エンジン等の研究開発費として205,048千円(平成31年3月期:80,000千円、平成32年3月期:75,000千円、平成33年3月期50,048千円)
- ② 今後の事業規模拡大のための優秀な人材の確保等を目的とした採用費及び人件費等として41,192千円(平成31年3月期:20,000千円、平成32年3月期:21,192千円)

なお、上記調達金額は、具体的充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年6月18日に決定された引受価額（920円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,000円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「361,000,000」を「380,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「361,000,000」を「380,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「1,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「920」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき1,000」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数

株式会社SBI証券	289,400株
SMBC日興証券株式会社	28,400株
みずほ証券株式会社	28,400株
東海東京証券株式会社	8,500株
藍澤證券株式会社	5,700株
岩井コスモ証券株式会社	2,800株
エイチ・エス証券株式会社	2,800株
エース証券株式会社	2,800株
極東証券株式会社	2,800株
東洋証券株式会社	2,800株
水戸証券株式会社	2,800株
むさし証券株式会社	2,800株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき80円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成30年6月18日に元引受契約を締結いたしました。

8. 引受人は、上記売出株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「80,750,000」を「85,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「80,750,000」を「85,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1,000」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき1,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成30年6月18日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である吉田大介（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月23日及び平成30年6月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式85,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 85,000株
募集株式の払込金額	1株につき765円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>（注）</u>
払込期日	平成30年7月27日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都大田区山王二丁目3番4号 株式会社三井住友銀行 大森支店

（注） 割当価格は、平成30年6月18日に920円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年7月20日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（85,000株）を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成30年 6 月
(第 2 回訂正分)

株式会社エーアイ

「第一部 証券情報 第 3 その他の記載事項」、「第二部 企業情報 第 1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」の記載内容の一部に誤りがあり、当該事項を訂正するため、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年 6 月15日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年 5 月23日付をもって提出した有価証券届出書及び平成30年 6 月 8 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 第 3 その他の記載事項」、「第二部 企業情報 第 1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」の記載内容の一部に誤りがあり、当該事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

カラーページの訂正

2 業績等の推移

＜欄内の記載の訂正＞

「1 株当たり純資産額 (円)」の「第10期 平成25年 3 月」の欄：「52,493.88」を「53,731.29」に訂正

「1 株当たり純資産額 (円)」の「第11期 平成26年 3 月」の欄：「78,854.63」を「83,428.12」に訂正

「1 株当たり当期 (四半期) 純利益金額 (円)」の「第10期 平成25年 3 月」の欄：

「46,724.03」を「47,562.49」に訂正

「1 株当たり当期 (四半期) 純利益金額 (円)」の「第11期 平成26年 3 月」の欄：

「24,755.42」を「29,696.83」に訂正

「自己資本比率 (%)」の「第11期 平成26年 3 月」の欄：「61.67」を「63.56」に訂正

「自己資本利益率 (%)」の「第11期 平成26年 3 月」の欄：「37.82」を「43.30」に訂正

「自己資本利益率 (%)」の「第12期 平成27年 3 月」の欄：「17.75」を「17.30」に訂正

<欄外注記の訂正>

12. 表中の数値の訂正

「1株当たり純資産額（円）」の「第10期 平成25年3月」の欄：「52.49」を「53.73」に訂正

「1株当たり純資産額（円）」の「第11期 平成26年3月」の欄：「78.85」を「83.43」に訂正

「1株当たり当期（四半期）純利益金額（円）」の「第10期 平成25年3月」の欄：

「46.72」を「47.56」に訂正

「1株当たり当期（四半期）純利益金額（円）」の「第11期 平成26年3月」の欄：

「24.75」を「29.70」に訂正

<グラフ内の数値の訂正>

「1株当たり純資産額（円）」の「第10期 平成25年3月」の欄：「52.49」を「53.73」に訂正

「1株当たり純資産額（円）」の「第11期 平成26年3月」の欄：「78.85」を「83.43」に訂正

「1株当たり当期（四半期）純利益金額（円）」の「第10期 平成25年3月」の欄：

「46.72」を「47.56」に訂正

「1株当たり当期（四半期）純利益金額（円）」の「第11期 平成26年3月」の欄：

「24.75」を「29.70」に訂正

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

<欄内の記載の訂正>

「1株当たり純資産額（円）」の「第10期 平成25年3月」の欄：「52,493.88」を「53,731.29」に訂正

「1株当たり純資産額（円）」の「第11期 平成26年3月」の欄：「78,854.63」を「83,428.12」に訂正

「1株当たり当期純利益金額（円）」の「第10期 平成25年3月」の欄：

「46,724.03」を「47,562.49」に訂正

「1株当たり当期純利益金額（円）」の「第11期 平成26年3月」の欄：

「24,755.42」を「29,696.83」に訂正

「自己資本比率（％）」の「第11期 平成26年3月」の欄：「61.67」を「63.56」に訂正

「自己資本利益率（％）」の「第11期 平成26年3月」の欄：「37.82」を「43.30」に訂正

「自己資本利益率（％）」の「第12期 平成27年3月」の欄：「17.75」を「17.30」に訂正

<欄外注記の訂正>

11. 表中の数値の訂正

「1株当たり純資産額（円）」の「第10期 平成25年3月」の欄：「52.49」を「53.73」に訂正

「1株当たり純資産額（円）」の「第11期 平成26年3月」の欄：「78.85」を「83.43」に訂正

「1株当たり当期純利益金額（円）」の「第10期 平成25年3月」の欄：「46.72」を「47.56」に訂正

「1株当たり当期純利益金額（円）」の「第11期 平成26年3月」の欄：「24.75」を「29.70」に訂正

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成30年 6 月
(第 1 回訂正分)

株式会社エーアイ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年6月8日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年5月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集187,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し465,000株（引受人の買取引受による売出し380,000株・オーバーアロットメントによる売出し85,000株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、平成30年6月7日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 発行数については、平成30年5月23日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数120,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数67,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）のうち、自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

2【募集の方法】

平成30年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年6月7日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（765円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金いたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「発行価額の総額（円）」の欄：

「81,600,000」を「91,800,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「自己株式の処分」の「発行価額の総額（円）」の欄：

「45,560,000」を「51,255,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額（円）」の欄：

「44,160,000」を「52,440,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「127,160,000」を「143,055,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「44,160,000」を「52,440,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
5. 仮条件（900円～1,000円）の平均価格（950円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は177,650,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「765」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、900円以上1,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年6月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(765円)及び平成30年6月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(765円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「137,632,000」を「163,438,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「133,632,000」を「159,438,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(900円～1,000円)の平均価格(950円)を基礎として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額159,438千円に「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限74,290千円を合わせた手取概算額233,728千円については、以下に充当する予定であります。

① 既存の音声合成エンジンの改善、次世代音声合成技術の開発及び多言語向け音声合成エンジン等の研究開発費として192,536千円(平成31年3月期：80,000千円、平成32年3月期：75,000千円、平成33年3月期37,536千円)

② 今後の事業規模拡大のための優秀な人材の確保等を目的とした採用費及び人件費等として41,192千円(平成31年3月期：20,000千円、平成32年3月期：21,192千円)

なお、上記調達金額は、具体的充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「304,000,000」を「361,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「304,000,000」を「361,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（900円～1,000円）の平均価格（950円）で算出した見込額であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「68,000,000」を「80,750,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「68,000,000」を「80,750,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（900円～1,000円）の平均価格（950円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である吉田大介（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月23日 及び平成30年6月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式85,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 85,000株
募集株式の払込金額	<u>1株につき765円</u>
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成30年7月27日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都大田区山王二丁目3番4号 株式会社三井住友銀行 大森支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年7月20日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行及び自己株式の処分並びに 株式売出届出目論見書

平成30年5月



株式会社エーアイ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式127,160千円（見込額）の募集及び株式304,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式68,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年5月23日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行及び自己株式の処分並びに 株式売出届出目論見書

株式会社エーアイ

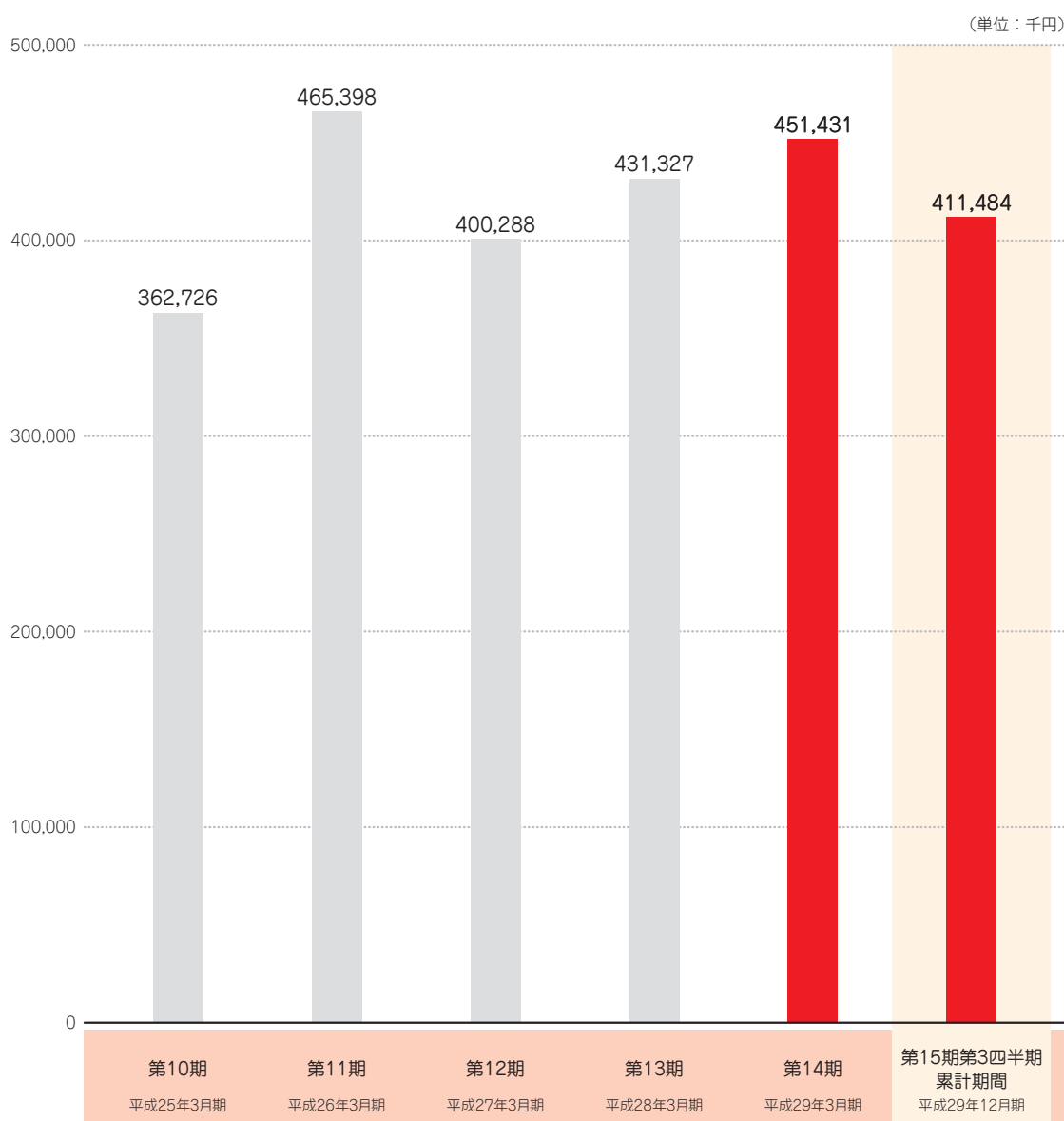
東京都文京区西片1丁目15番15号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

当社は、「音声技術で拓く21世紀の文化 ～音声技術の応用開発・サービス化を通じて、音声情報の新しい文化を創出し、生活文化の向上に貢献する。～」を企業理念に掲げ、事業活動を行っています。

◆ 売上高推移



2業績等の推移

◆ 提出会社の経営指標等

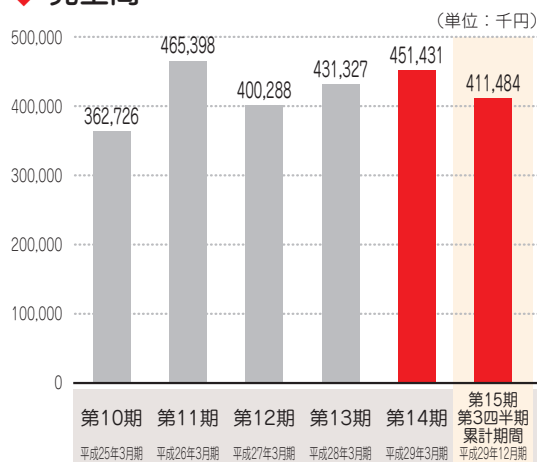
(単位：千円)

回 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第3四半期
決 算 年 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成29年12月
売上高	362,726	465,398	400,288	431,327	451,431	411,484
経常利益	154,326	195,077	85,421	89,145	116,129	104,171
当期(四半期)純利益	193,484	120,004	63,841	65,067	76,887	74,972
持分法を適用した場合の 投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	30,201	30,201	30,201	30,201	30,201	43,801
発行済株式総数 (株)	4,141	4,041	4,041,000	4,041,000	4,041,000	4,721,000
純資産額	217,377	337,382	400,974	466,042	534,580	657,752
総資産額	330,778	530,434	478,237	550,555	623,090	719,792
1株当たり純資産額 (円)	52,493.88	78,854.63	99.23	115.33	137.99	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期) 純利益金額 (円)	46,724.03	24,755.42	15.80	16.10	19.57	17.24
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	65.64	61.67	83.84	84.65	85.79	91.38
自己資本利益率 (%)	158.09	37.82	17.75	15.01	15.37	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	—	—	—	99,068	86,445	—
投資活動による キャッシュ・フロー	—	—	—	△27,259	△9,313	—
財務活動による キャッシュ・フロー	—	—	—	△1,932	△8,998	—
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高	—	—	—	413,676	481,809	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	16 (7)	22 (8)	26 (6)	32 (5)	31 (8)	— (—)

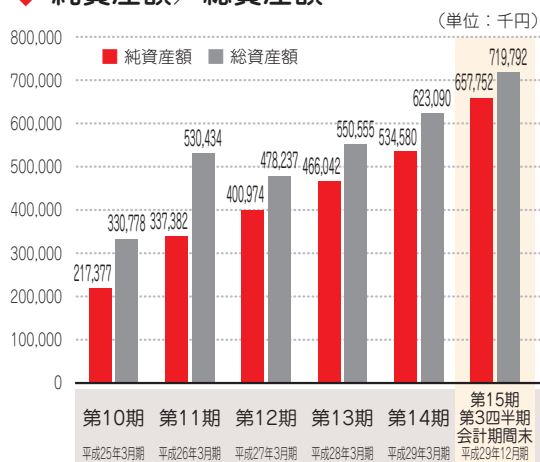
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第10期、第11期及び第12期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマーを含む。)の年間の平均雇用人員であります。
9. 第13期及び第14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第15期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査及び四半期レビューを受けております。
- なお、第10期、第11期及び第12期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
10. 当社は平成26年9月1日付けで株式1株につき、1,000株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算出しております。
11. 第15期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第15期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第15期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
12. 当社は平成26年9月1日付けで株式1株につき、1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上申第133号)に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考に、以下のとおりとなります。
- なお、第10期、第11期及び第12期の数値については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第3四半期
決 算 年 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成29年12月
1株当たり純資産額 (円)	52.49	78.85	99.23	115.33	137.99	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期) 純利益金額 (円)	46.72	24.75	15.80	16.10	19.57	17.24
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—

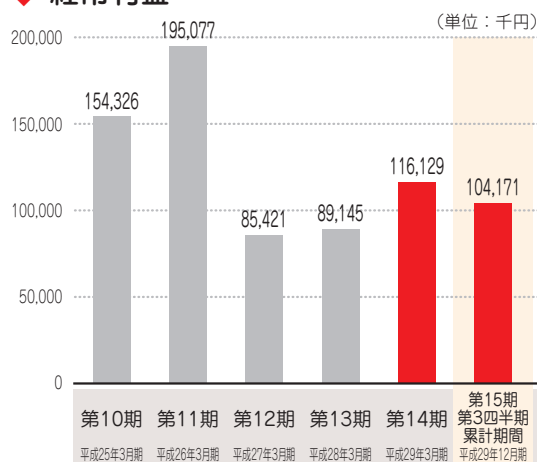
売上高



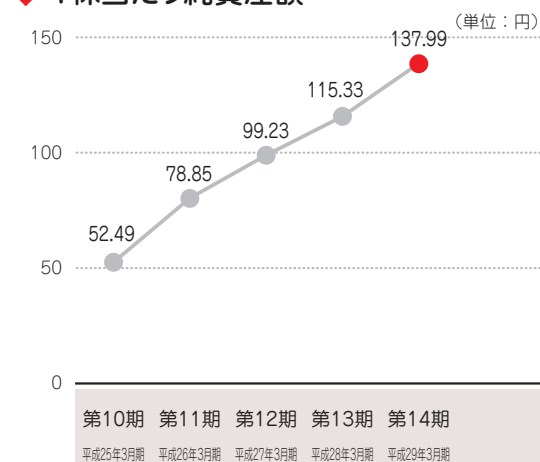
純資産額／総資産額



経常利益

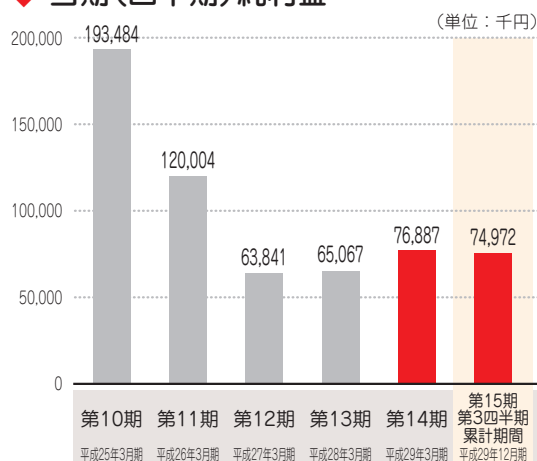


1株当たり純資産額

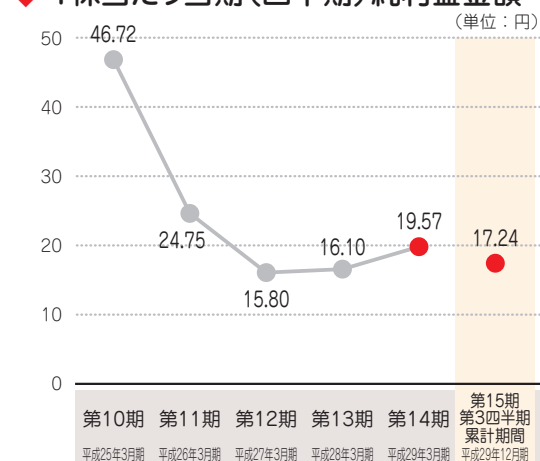


(注) 当社は平成26年9月1日付けで株式1株につき、1,000株の株式分割を行っております。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当期(四半期)純利益



1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 当社は平成26年9月1日付けで株式1株につき、1,000株の株式分割を行っております。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

3事業の内容

当社は、「音声技術で拓く21世紀の文化 ～音声技術の応用開発・サービス化を通して、音声情報の新しい文化を創出し、生活文化の向上に貢献する。～」を理念に掲げ、事業活動を行っています。

日本語音声合成エンジンに関する研究開発から製品開発、販売、サポートを全て社内で行っており、「法人向け製品」「法人向けサービス」「コンシューマー向け製品」の提供を行っています。（詳細は、（4）ビジネスモデルをご参照ください。）

「音声技術」には、主に音声を認識する技術（音声認識）とテキスト情報を音声に変換する技術（音声合成）がありますが、当社は、設立以来、音声合成に特化して事業を展開しています。音声合成分野における研究開発の歴史は古く、1850年頃まで遡ります。以前から音声合成を知っている方にとっては、機械音、いわゆる「ロボットボイス」の印象を強く持っている方が多いかと思います。当社が提供している音声合成エンジンは、機械音ではなく、人の声で合成する「コーパスベース音声合成技術」をベースに、独自に研究開発を行った音声合成エンジン「AITalk®」となります。「コーパスベース音声合成技術」の向上に伴い、この10年程で音声合成エンジンの利用が広がってきており、当社の音声合成エンジンを利用する顧客企業は、通信、防災、金融、鉄道・交通、車載、ゲーム、観光、自治体、図書館等、多岐に渡っております。（後述「（3）主な活用シーン」をご参照ください。）特にこの数年、IoT、ロボットの普及、あるいは観光客の増加に伴い、音声認識と意図解釈を組み合わせた対話ソリューション、あるいは、翻訳と多言語音声合成を組み合わせた音声翻訳ソリューションとして利用されるケースが増えてきており、音声合成の活用方法が、従来の片方向の情報提供から人工知能の一部として双方向の対話へと広がっていくと考えております。

（1）「コーパスベース音声合成技術」とは

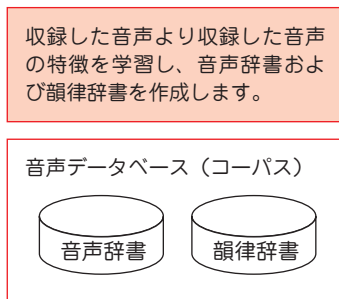
「コーパスベース音声合成技術」には、「音声辞書を作成する技術」と「テキスト情報から音声を作成する音声合成処理技術」の2つがあります。

「音声辞書を作成する技術」は、特定の方の音声を収録し、収録した音声を母音、子音の音素片に分解した上で、音声辞書（音素片の集合体）と韻律辞書（収録音声の韻律情報）を作成する技術となりますが、音声合成時に収録した方の音声の再現性を高める為には、音声辞書を作成する作業の精度が非常に重要となります。

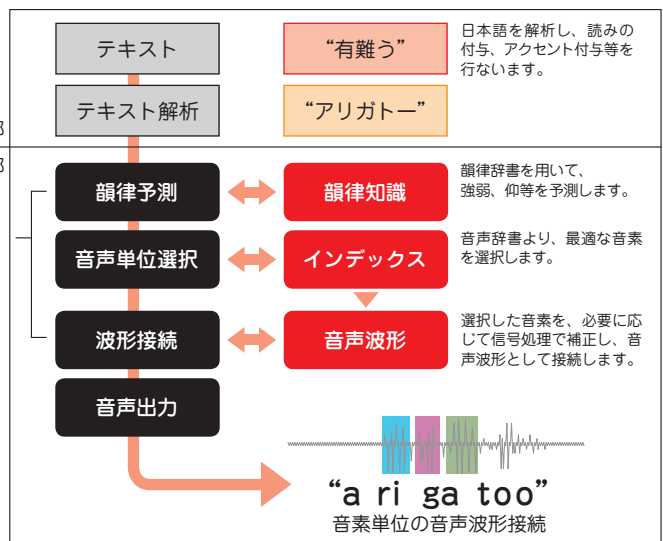
「音声合成処理技術」は、テキスト情報を日本語解析し、ヨミ、アクセント情報等を付与する「言語処理部」と、解析した結果に対して、韻律辞書を参照し、韻律情報を予測した結果をもとに、音声辞書より最適な音素片を選択し、再度、音声波形に接続し、音声出力する「音声処理部」に分かれます。それぞれ、日本語解析の精度、韻律予測の精度に加え、音声波形に接続する際の精度が重要となります。

これらの精度が向上することにより、収録した音声の音素片を再接続して音声出力しますので、収録した方の音声に極めて近い合成音を作成することができるのが大きな特徴となります。

音声辞書の作成



音声合成の流れ（コーパスを利用した音声合成）



(2)「AITalk®」の特徴と当社の強み

当社の強みは、以下の4点になります。

①少ない収録音声

「コーパスベース音声合成技術」において、合成品質を向上するための一般的なアプローチは、音声収録数を増やすことになります。一方で、音声収録数が増加することにより、収録時間が長時間に及び、また、音声辞書のサイズが大きくなりますので、音声辞書作成コストも増加します。当社では、少ない収録音声で高品質な音声合成を目指し、研究開発を進めており、一般的には、数10時間（数千～1万文章程度の収録）の収録時間を要するところ2時間～6時間程度（200～600文章程度の収録）の収録時間で音声辞書を作成することを実現しています。

②豊富な話者の提供

少ない収録音声で音声辞書を作成することを実現した結果、様々な音声辞書を提供する事が可能となり、現在、女性7話者、男性4話者、男の子2名、女の子2名の合計15話者を提供しております。

③Custom Voice（カスタムヴォイス）

従来は音声辞書の作成に数千万円の費用がかかっていたところ、少ない収録での作成を実現した結果、50万～500万円程度で作成することが可能となりました。その結果、特定の声優、ナレータ、キャラクター等、ご希望の音声辞書を安価に作成することにより、音声合成エンジンの利用範囲が大幅に広がり、当社はこれまで300以上のCustom Voiceの作成を行っております。

④一気通貫での提供

音声合成エンジンを提供している競合他社は大手メーカーとなり、研究開発と製品開発あるいは販売が分離されています。当社においては、研究開発から製品開発、販売、サポートまでを全て自社内で対応しており、柔軟かつ迅速な対応を行える体制となっております。なお、外国語の音声合成エンジンについては、海外メーカーと提携し、展開しています。

(3) 主な活用シーン

音声合成の品質向上に伴い、以前は、声優、ナレーターでの録音音声が利用されていた身近な様々なシーンにおいて、音声合成エンジンの活用が広がってきました。その様な状況の中、当社の音声合成エンジン「AITalk®」は、以下の様な様々なシーンにて活用頂いています。

①防災行政無線

防災行政無線、あるいは、全国瞬時警報システム（J-ALERT）にて、住民への放送用音声として、多くの自治体に活用頂いております。

②スマートフォン音声対話

スマートフォンにおける音声対話アプリの利用が拡大しておりますが、（株）NTTドコモが提供する「しゃべってキャラ®」、ヤフー（株）が提供する「Yahoo!音声アシスト」にて活用頂いております。

* 「しゃべってキャラ®」は、（株）NTTドコモの登録商標です。

③コミュニケーションロボット

各社より様々なコミュニケーションロボットが提供されている状況の中、ソフトバンクロボティクス社が提供する「Pepper」、マツコロイド製作委員会が提供する「マツコロイド」等、多くのコミュニケーションロボットにおいて活用頂いております。

④道路交通情報、カーナビゲーション

リアルタイムでの情報提供が必要となる道路交通情報、あるいは、全国の膨大な地点名を案内するカーナビゲーションにおいて活用頂いております。

⑤館内放送、駅構内放送

駅、空港、商業施設におけるアナウンスとしてご利用頂いております。

⑥電話自動応答システム

図書館における電話による休館案内、銀行における電話自動応答システム、あるいはコールセンターにおける電話による自動案内等、電話自動応答システムとして幅広く活用頂いております。

⑦ホームページ読上げ

全国自治体、各企業のホームページの情報を音声で提供するツールとして活用頂いております。

⑧音声ファイル作成

eラーニング教材のナレーション、発券機等の機器におけるガイダンス等で利用する音声ファイルを作成するツールとして活用頂いております。

⑨ゲーム

(株)セガ・インタラクティブが提供する競馬のアーケードゲーム「StarHorse」シリーズを始め、ゲームのナレーション音声等で活用頂いております。

⑩コンシューマー向けパッケージ製品

(株)AHSから販売しております、「VOICEROID®」シリーズを始め、コンシューマー向けパッケージ製品にて音声ファイル作成用途で活用頂いております。

(4) ビジネスモデル

当社は、音声合成事業の単一セグメントではありますが、「法人向け製品」「法人向けサービス」「コンシューマー向け製品」の3つの区分に分類しており、法人向けについては、顧客の特性に応じて、最適な製品またはクラウドサービスを提供しております。

①法人向け製品

＜パッケージ販売：AITalk® 声の職人®・AITalk International®＞

パソコンにテキストを入力するだけで、手軽に音声ファイルが作成できるパッケージソフトを販売しており、このソフトを使えば、誰でも簡単に直感的な操作で、高品質なナレーション音声を作成することができます。



＜ライセンスの提供：AITalk® SDK・AITalk® Server・micro AITalk®＞

当社の主たるビジネスモデルは、ライセンスビジネスとなります。具体的にはお客様と使用許諾契約書を締結し、音声合成エンジンをご利用頂く対価として許諾料を頂くことになります。なお、許諾料については、初期に基本ライセンス料として一時金を頂いた上で、ご利用用途に応じて、月額使用料、販売実績に応じたロイヤリティ等を個別に設定しております。顧客の用途に応じて、最適な音声合成エンジンをご提供しております。

＜受託開発：AITalk® Custom Voice®＞

顧客独自のオリジナル音声辞書を作成する場合には、受託開発として請け負っております。

②法人向けサービス

＜クラウドサービス：AICloud®シリーズ＞

クラウド環境を活用した音声合成サービスの展開を進めており、インターネットを経由して以下のサービスをご提供しております。

・AITalk® WebAPI

WEBサービス等から音声合成エンジンを利用できるサービスで、手軽に音声合成を利用したサービスを開始する事ができます。

・AITalk® 声の職人® クラウド版

Webブラウザ上で、簡単に音声ファイルを作成できるサービスです。

・AITalk® Web読み職人®

ホームページにタグを埋め込むことにより、ホームページを読み上げるサービスです。

＜サポートサービス＞

法人向け製品をライセンス提供しているお客様に対して、継続的に技術的なサポートサービスを提供しております。

③コンシューマー向け製品

音声ファイルを簡単に作成することができるパッケージを販売しています。コンシューマー向け製品については、直販ではなく、販売店に販売を委託しており、毎月、もしくは四半期単位で販売実績に応じて対価を頂き、継続的に収入が見込めることになります。当社独自のコンシューマー向け製品として、以下を販売しております。

・かんたん！AITalk®

誰でも文字を入力するだけで、簡単に高品質なナレーションが作成できる個人ユーザー向けパッケージソフトです。

・AITalk® あなたの声®

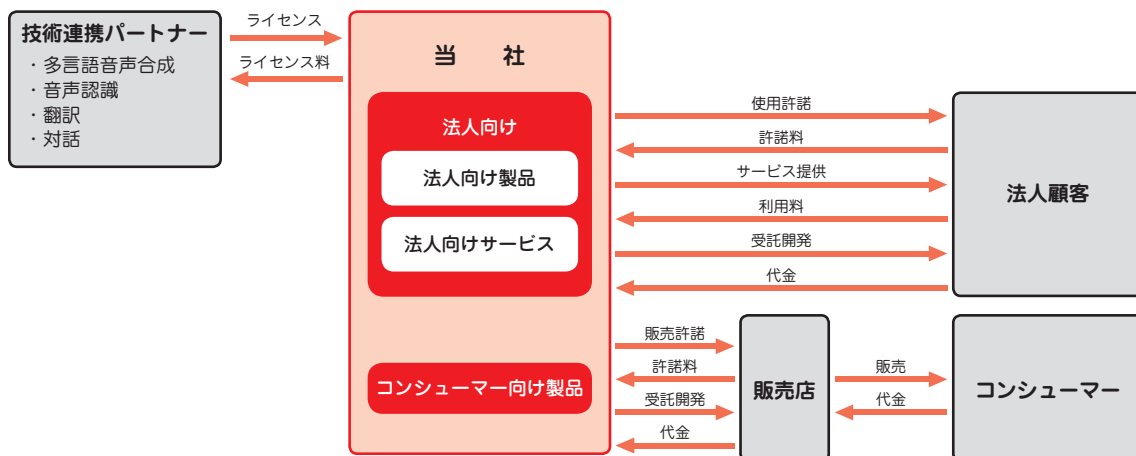
ご自身や大切な方の声を、音声合成技術で再現します。パソコンさえあれば、いつでも、どこでも、様々な言葉を喋らせる事ができるパッケージソフトで、Custom Voice®をセットにした製品となります。

・VOICEROID®シリーズ 琴葉 茜®・葵®

人気声優「榊原ゆい」さんの声をベースにした、入力文字読み上げソフトです。「琴葉 茜®」は関西弁“風”、「琴葉 葵®」は標準語のイントネーションで、好きな文章を自由に読み上げさせる事ができます。



〔事業系統図〕



目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	5
5. 新規発行による手取金の使途	6
第2 売出要項	7
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	7
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	8
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	10
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	11
募集又は売出しに関する特別記載事項	12
第二部 企業情報	14
第1 企業の概況	14
1. 主要な経営指標等の推移	14
2. 沿革	16
3. 事業の内容	17
4. 関係会社の状況	22
5. 従業員の状況	22
第2 事業の状況	23
1. 業績等の概要	23
2. 生産、受注及び販売の状況	25
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	26
4. 事業等のリスク	28
5. 経営上の重要な契約等	31
6. 研究開発活動	32
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	33
第3 設備の状況	35
1. 設備投資等の概要	35
2. 主要な設備の状況	36
3. 設備の新設、除却等の計画	37
第4 提出会社の状況	38
1. 株式等の状況	38
2. 自己株式の取得等の状況	57
3. 配当政策	57
4. 株価の推移	58
5. 役員の状況	59
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	61

第5	経理の状況	68
1.	財務諸表等	69
(1)	財務諸表	69
(2)	主な資産及び負債の内容	103
(3)	その他	104
第6	提出会社の株式事務の概要	124
第7	提出会社の参考情報	125
1.	提出会社の親会社等の情報	125
2.	その他の参考情報	125
第四部	株式公開情報	126
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	126
第2	第三者割当等の概況	127
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	127
2.	取得者の概況	129
3.	取得者の株式等の移動状況	132
第3	株主の状況	133
	[監査報告書]	135

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年 5 月23日	
【会社名】	株式会社エーアイ	
【英訳名】	AI, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 吉田 大介	
【本店の所在の場所】	東京都文京区西片一丁目15番15号	
【電話番号】	03-6801-8461	
【事務連絡者氏名】	取締役管理グループ統括 古澤 仁	
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区西片一丁目15番15号	
【電話番号】	03-6801-8461	
【事務連絡者氏名】	取締役管理グループ統括 古澤 仁	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	127,160,000円
	売出金額	
	（引受人の買取引受による売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	304,000,000円
	（オーバーアロットメントによる売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	68,000,000円
	（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	187,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

（注）1. 平成30年5月23日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成30年5月23日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数120,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数67,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）のうち、自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成30年6月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成30年5月23日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式85,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年6月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集		—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集		—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	120,000	81,600,000	44,160,000
	自己株式の処分	67,000	45,560,000	—
計（総発行株式）		187,000	127,160,000	44,160,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年5月23日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入されません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（800円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は149,600,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年 6 月20日(水) 至 平成30年 6 月25日(月)	未定 (注) 4.	平成30年 6 月26日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年 6 月 7 日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年 6 月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年 6 月 7 日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年 6 月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年 5 月23日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年 6 月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入されません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年 6 月27日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年 6 月11日から平成30年 6 月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大森支店	東京都大田区山王二丁目3番4号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	187,000	- 買取引受けによります。 - 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成30年6月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 - 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	187,000	—

(注) 上記引受人と発行価格決定日(平成30年6月18日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
137,632,000	4,000,000	133,632,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（800円）を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額133,632千円に「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限62,560千円を合わせた手取概算額196,192千円については、以下に充当する予定であります。

- ① 既存の音声合成エンジンの改善、次世代音声合成技術の開発及び多言語向け音声合成エンジン等の研究開発費として155,000千円（平成31年3月期：80,000千円、平成32年3月期：75,000千円）
- ② 今後の事業規模拡大のための優秀な人材の確保等を目的とした採用費及び人件費等として41,192千円（平成31年3月期：20,000千円、平成32年3月期：21,192千円）

なお、上記調達金額は、具体的充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	380,000	304,000,000	兵庫県神戸市垂水区 吉田 大介 150,000株 千葉県浦安市 廣飯 伸一 100,000株 奈良県奈良市 平井 啓之 100,000株 千葉県市川市 吉田 大志 30,000株
計(総売出株式)	—	380,000	304,000,000	—

（注）1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（800円）で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 6月20日(水) 至 平成30年 6月25日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人の全国の 本支店及び営業 所	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 20番3号 藍澤證券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一 丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目 8番1号 エイチ・エス証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二 丁目6番11号 エース証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目4番7号 極東証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目 7番1号 東洋証券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目 3番10号 水戸証券株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜 木町四丁目333番地13 むさし証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年6月18日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	85,000	68,000,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 85,000株
計(総売出株式)	—	85,000	68,000,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年5月23日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式85,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（800円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 6月20日(水) 至 平成30年 6月25日(月)	100	未定 (注) 1.	株式会社SBI証券の本店 及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である吉田大介（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式85,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 85,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成30年7月27日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都大田区山王二丁目3番4号 株式会社三井住友銀行 大森支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年7月20日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社の取締役であり売出人かつ貸株人である吉田大介、当社の取締役であり売出人である廣飯伸一及び平井啓之、当社の取締役である杉山浩、売出人である吉田大志、並びに当社株主である株式会社ソルクシーズ、株式会社トラストシステム、亀井佳代、吉田昭及び株式会社国際電気通信基礎技術研究所は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年9月24日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年12月23日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年5月23日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
売上高 (千円)	362,726	465,398	400,288	431,327	451,431
経常利益 (千円)	154,326	195,077	85,421	89,145	116,129
当期純利益 (千円)	193,484	120,004	63,841	65,067	76,887
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,201	30,201	30,201	30,201	30,201
発行済株式総数 (株)	4,141	4,041	4,041,000	4,041,000	4,041,000
純資産額 (千円)	217,377	337,382	400,974	466,042	534,580
総資産額 (千円)	330,778	530,434	478,237	550,555	623,090
1株当たり純資産額 (円)	52,493.88	78,854.63	99.23	115.33	137.99
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	46,724.03	24,755.42	15.80	16.10	19.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	65.64	61.67	83.84	84.65	85.79
自己資本利益率 (%)	158.09	37.82	17.75	15.01	15.37
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	99,068	86,445
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△27,259	△9,313
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△1,932	△8,998
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	413,676	481,809
従業員数 (人)	16	22	26	32	31
(外、平均臨時雇用者数)	(7)	(8)	(6)	(5)	(8)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第10期、第11期及び第12期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。

8. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマーを含む。)の年間の平均雇用人員であります。

9. 第13期及び第14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、第10期、第11期及び第12期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基

づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

10. 当社は平成26年9月1日付けで株式1株につき、1,000株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算出しております。

11. 当社は平成26年9月1日付けで株式1株につき、1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上申第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第10期、第11期及び第12期の数値については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
1株当たり純資産額 (円)	52.49	78.85	99.23	115.33	137.99
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	46.72	24.75	15.80	16.10	19.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

当社の創業者である吉田大介が、株式会社国際電気通信基礎技術研究所に在籍していた際に、音声合成技術に出会い、世の中に役立つ面白い技術であると直感しました。当時の技術は、まだ不完全ではありましたが、世の中に音声合成を普及させようと考え、当社を設立しました。当社は、音声合成エンジンの研究開発を進め、社内で開発した音声合成エンジンをベースに、様々な製品、サービスとして提供しております。

平成15年 4 月	東京都文京区小石川に株式会社エーアイを設立
平成19年 4 月	自由文音声合成エンジン「AITalk®」シリーズのライセンス提供を開始
平成19年 7 月	京都府けいはんな地区に研究開発センターを開設 音声ファイル作成パッケージ「AITalk® 声の職人®」の販売開始
平成20年 2 月	東京都港区芝へ本社移転
平成21年 9 月	事業拡大に伴い、東京都文京区西片へ本社移転
平成23年 4 月	事業拡大に伴い、東京都文京区本郷へ本社を移転 コンシューマー向けパッケージ「かんたん！AITalk®」の販売開始
平成23年11月	音声合成クラウドサービス「AITalk® WebAPI」の提供開始
平成24年 4 月	オリジナル音声合成辞書作成サービス「AITalk® Custom Voice®」の提供開始
平成26年 2 月	Japan Venture Awards 2014にて、「中小企業庁長官賞」を受賞
平成26年 4 月	個人向け入力文字読上げソフト「VOICEROID®+ 琴葉 茜®・葵®」の販売開始
平成26年 5 月	音響学会にて、「技術開発賞」を受賞
平成26年 9 月	事業拡大に伴い、東京都文京区西片へ本社を移転
平成26年11月	東京都ベンチャー技術大賞にて、「大賞」を受賞
平成27年10月	音声合成クラウドサービスを「AICloud®」としてリニューアル

3【事業の内容】

当社は、「音声技術で拓く21世紀の文化 ～音声技術の応用開発・サービス化を通じて、音声情報の新しい文化を創出し、生活文化の向上に貢献する。～」を企業理念に掲げ、事業活動を行っています。

日本語音声合成エンジンに関する研究開発から製品開発、販売、サポートを全て社内で行っており、「法人向け製品」「法人向けサービス」「コンシューマー向け製品」の提供を行っています。（詳細は、（4）ビジネスモデルをご参照ください。）

「音声技術」には、主に音声を認識する技術（音声認識）とテキスト情報を音声に変換する技術（音声合成）がありますが、当社は、設立以来、音声合成に特化して事業を展開しています。音声合成分野における研究開発の歴史は古く、1850年頃まで遡ります。以前から音声合成を知っている方にとっては、機械音、いわゆる「ロボットボイス」の印象を強く持っている方が多いかと思います。当社が提供している音声合成エンジンは、機械音ではなく、人の声で合成する「コーパスベース音声合成技術」をベースに、独自に研究開発を行った音声合成エンジン「AITalk®」となります。「コーパスベース音声合成技術」の向上に伴い、この10年程で音声合成エンジンの利用が広がってきており、当社の音声合成エンジンを利用する顧客企業は、通信、防災、金融、鉄道・交通、車載、ゲーム、観光、自治体、図書館等、多岐に渡っております。（後述「（3）主な活用シーン」をご参照ください。）特にこの数年、IoT、ロボットの普及、あるいは観光客の増加に伴い、音声認識と意図解釈を組み合わせた対話ソリューション、あるいは、翻訳と多言語音声合成を組み合わせた音声翻訳ソリューションとして利用されるケースが増えてきており、音声合成の活用方法が、従来の片方向の情報提供から人工知能の一部として双方向の対話へと広がっていくと考えております。

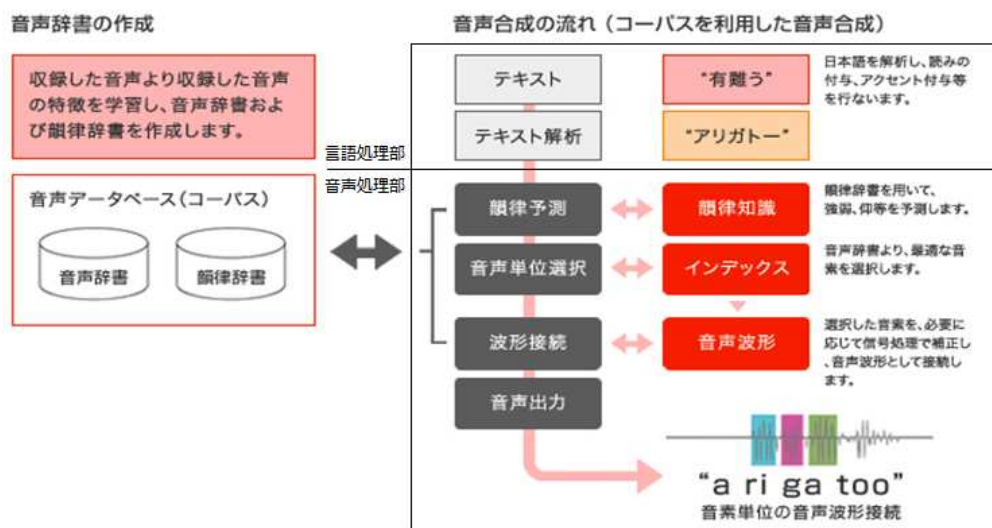
（1）「コーパスベース音声合成技術」とは

「コーパスベース音声合成技術」には、「音声辞書を作成する技術」と「テキスト情報から音声を作成する音声合成処理技術」の2つがあります。

「音声辞書を作成する技術」は、特定の方の音声を収録し、収録した音声を母音、子音の音素片に分解した上で、音声辞書（音素片の集合体）と韻律辞書（収録音声の韻律情報）を作成する技術となりますが、音声合成時に収録した方の音声の再現性を高める為には、音声辞書を作成する作業の精度が非常に重要となります。

「音声合成処理技術」は、テキスト情報を日本語解析し、ヨミ、アクセント情報等を付与する「言語処理部」と、解析した結果に対して、韻律辞書を参照し、韻律情報を予測した結果をもとに、音声辞書より最適な音素片を選択し、再度、音声波形に接続し、音声出力する「音声処理部」に分かれます。それぞれ、日本語解析の精度、韻律予測の精度に加え、音声波形に接続する際の精度が重要となります。

これらの精度が向上することにより、収録した音声の音素片を再接続して音声出力しますので、収録した方の音声に極めて近い合成音を作成することができるのが大きな特徴となります。



（2）「AITalk®」の特徴と当社の強み

当社の強みは、以下の4点になります。

①少ない収録音声

「コーパスベース音声合成技術」において、合成品質を向上するための一般的なアプローチは、音声収録数を増やすことになります。一方で、音声収録数が増加することにより、収録時間が長時間に及び、また、音声辞書のサイズが大きくなりますので、音声辞書作成コストも増加します。当社では、少ない収録音声で高品質な音声合成を目指し、研究開発を進めており、一般的には、数10時間（数千～1万文章程度の収録）の収録時間を要するところ

2時間～6時間程度（200～600文章程度の収録）の収録時間で音声辞書を作成することを実現しています。

②豊富な話者の提供

少ない収録音声で音声辞書を作成することを実現した結果、様々な音声辞書を提供する事が可能となり、本書提出日現在、女性7話者、男性4話者、男の子2名、女の子2名の合計15話者を提供しております。

③Custom Voice（カスタムヴォイス）

従来は音声辞書の作成に数千万円の費用がかかっていたところ、少ない収録での作成を実現した結果、50万～500万円程度で作成することが可能となりました。その結果、特定の声優、ナレータ、キャラクター等、ご希望の音声辞書を安価に作成することにより、音声合成エンジンの利用範囲が大幅に広がり、当社はこれまで300以上のCustom Voiceの作成を行っております。

④一気通貫での提供

音声合成エンジンを提供している競合他社は大手メーカーとなり、研究開発と製品開発あるいは販売が分離されています。当社においては、研究開発から製品開発、販売、サポートまでを全て自社内で対応しており、柔軟かつ迅速な対応を行える体制となっております。なお、外国語の音声合成エンジンについては、海外メーカーと提携し、展開しています。

（3）主な活用シーン

音声合成の品質向上に伴い、以前は、声優、ナレーターでの録音音声が利用されていた身近な様々なシーンにおいて、音声合成エンジンの活用が広がってきました。その様な状況の中、当社の音声合成エンジン「AITalk®」は、以下の様な様々なシーンにて活用頂いております。

①防災行政無線

防災行政無線、あるいは、全国瞬時警報システム（J-ALERT）にて、住民への放送用音声として、多くの自治体に活用頂いております。

②スマートフォン音声対話

スマートフォンにおける音声対話アプリの利用が拡大しておりますが、(株)NTTドコモが提供する「しゃべってキャラ®」、ヤフー(株)が提供する「Yahoo!音声アシスト」にて活用頂いております。

＊「しゃべってキャラ®」は、(株)NTTドコモの登録商標です。

③コミュニケーションロボット

各社より様々なコミュニケーションロボットが提供されている状況の中、ソフトバンクロボティクス社が提供する「Pepper」、マツコロイド製作委員会が提供する「マツコロイド」等、多くのコミュニケーションロボットにおいて活用頂いております。

④道路交通情報、カーナビゲーション

リアルタイムでの情報提供が必要となる道路交通情報、あるいは、全国の膨大な地点名を案内するカーナビゲーションにおいて活用頂いております。

⑤館内放送、駅構内放送

駅、空港、商業施設におけるアナウンスとしてご利用頂いております。

⑥電話自動応答システム

図書館における電話による休館案内、銀行における電話自動応答システム、あるいはコールセンターにおける電話による自動案内等、電話自動応答システムとして幅広く活用頂いております。

⑦ホームページ読上げ

全国自治体、各企業のホームページの情報を音声で提供するツールとして活用頂いております。

⑧音声ファイル作成

eラーニング教材のナレーション、発券機等の機器におけるガイドンス等で利用する音声ファイルを作成するツールとして活用頂いております。

⑨ゲーム

(株)セガ・インタラクティブが提供する競馬のアーケードゲーム「StarHorse」シリーズを始め、ゲームのナレーション音声等で活用頂いております。

⑩コンシューマー向けパッケージ製品

(株)AHSから販売しております、「VOICEROID®」シリーズを始め、コンシューマー向けパッケージ製品にて音声ファイル作成用途で活用頂いております。

(4) ビジネスモデル

当社は、音声合成事業の単一セグメントではありますが、「法人向け製品」「法人向けサービス」「コンシューマー向け製品」の3つの区分に分類しており、法人向けについては、顧客の特性に応じて、最適な製品またはクラウドサービスを提供しております。

①法人向け製品

＜パッケージ販売：AITalk® 声の職人®・AITalk International®＞

パソコンにテキストを入力するだけで、手軽に音声ファイルが作成できるパッケージソフトを販売しており、このソフトを使えば、誰でも簡単に直感的な操作で、高品質なナレーション音声を作成することができます。



＜ライセンスの提供：AITalk® SDK・AITalk® Server・micro AITalk®＞

当社の主たるビジネスモデルは、ライセンスビジネスとなります。具体的にはお客様と使用許諾契約書を締結し、音声合成エンジンをご利用頂く対価として許諾料を頂くことになります。なお、許諾料については、初期に基本ライセンス料として一時金を頂いた上で、ご利用用途に応じて、月額使用料、販売実績に応じたロイヤリティ等を個別に設定しております。顧客の用途に応じて、最適な音声合成エンジンをご提供しております。

＜受託開発：AITalk® Custom Voice®＞

顧客独自のオリジナル音声辞書を作成する場合には、受託開発として請け負っております。

②法人向けサービス

<クラウドサービス：AICloud®シリーズ>

クラウド環境を活用した音声合成サービスの展開を進めており、インターネットを経由して以下のサービスをご提供しております。

- ・AITalk® WebAPI

WEBサービス等から音声合成エンジンを利用できるサービスで、手軽に音声合成を利用したサービスを開始する事ができます。

- ・AITalk® 声の職人® クラウド版

Webブラウザ上で、簡単に音声ファイルを作成できるサービスです。

- ・AITalk® Web読み職人®

ホームページにタグを埋め込むことにより、ホームページを読み上げるサービスです。

<サポートサービス>

法人向け製品をライセンス提供しているお客様に対して、継続的に技術的なサポートサービスを提供しております。

③コンシューマー向け製品

音声ファイルを簡単に作成することができるパッケージを販売しています。コンシューマー向け製品については、直販ではなく、販売店に販売を委託しており、毎月、もしくは四半期単位で販売実績に応じて対価を頂き、継続的に収入が見込めることになります。当社独自のコンシューマー向け製品として、以下を販売しております。

- ・かんたん！AITalk®

誰でも文字を入力するだけで、簡単に高品質なナレーションが作成できる個人ユーザー向けパッケージソフトです。

- ・AITalk® あなたの声®

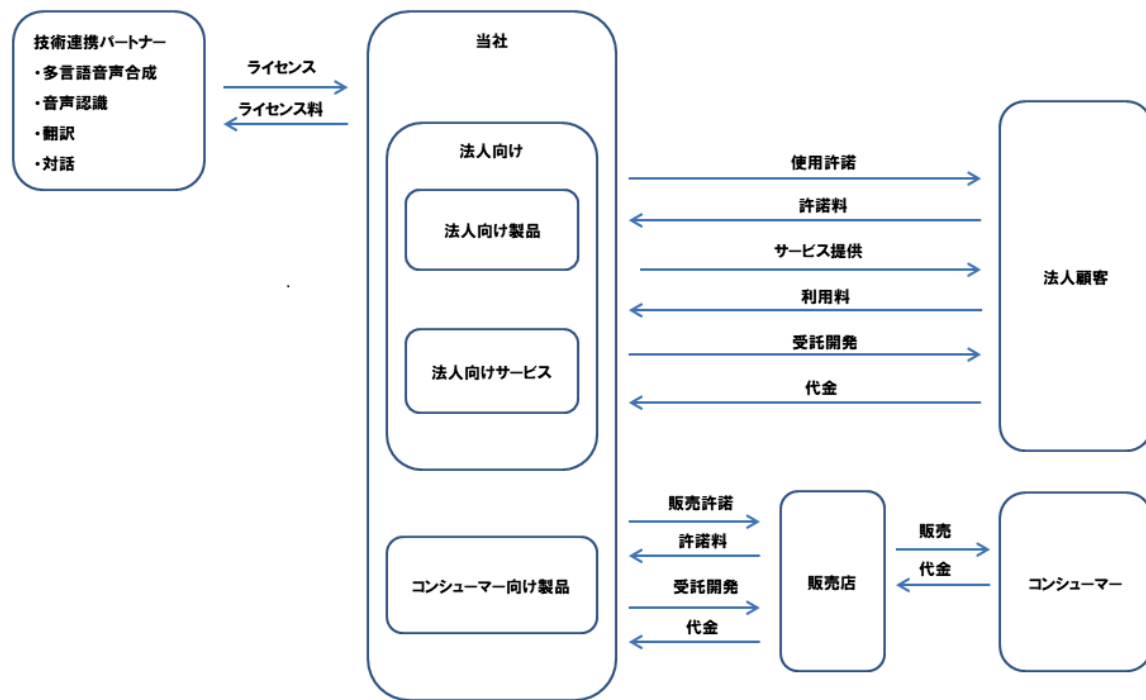
ご自身や大切な方の声を、音声合成技術で再現します。パソコンさえあれば、いつでも、どこでも、様々な言葉を喋らせる事ができるパッケージソフトで、Custom Voice®をセットにした製品となります。

- ・VOICEROID®シリーズ 琴葉 茜®・葵®

人気声優「榊原ゆい」さんの声をベースにした、入力文字読み上げソフトです。「琴葉 茜®」は関西弁“風”、「琴葉 葵®」は標準語のイントネーションで、好きな文章を自由に読み上げさせる事ができます。

[事業系統図]

事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
29(9)	35.0	4.7	6,421

- （注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．当社の事業は、音声合成事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第14期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、一部に改善の遅れがみられるものの、政府の各種政策の効果などから、景気は緩やかな回復基調が続きました。個人消費につきましては、雇用・所得環境は改善傾向にあるものの、消費者マインドの回復に足踏みがみられ、伸び悩む状況が続きました。

当社が属する音声合成市場におきましては、電話自動応答システム、カーナビ、防災行政無線、スマートフォン音声対話などへ利用用途から、AI（人工知能）の品質向上によるPepperをはじめとしたコミュニケーションロボット、コールセンターのオペレータ業務の自動化、車載器への対話システムなどの対話型利用用途へと変化しております。また、東京オリンピック、訪日外国人の増加に伴う外国人への情報提供手段としての利用も見込まれております。

音声合成市場には、多くのサービス事業、アプリケーションが投入され、競争が激化しており、より品質の高い技術を投入するために研究開発費、製品開発費が増加する傾向にあります。このような事業環境の中で、当社では今後の成長事業と捉えて、「音声技術の応用開発サービス化を通じて、音声情報の新しい文化を創出し、生活文化の向上に貢献する。」ことに引き続き注力してまいります。

当事業年度の音声合成事業は、法人向けサービス、法人向け製品のライセンス提供が堅調に推移したものの、受託開発が軟調に推移致しました。コンシューマー向け製品のパッケージ販売が順調に推移したことから、今後、コンシューマー向けビジネスも強化してまいります。

当事業年度の売上高は、451,431千円（前年同期比4.7%増）、営業利益は115,930千円（前年同期比30.9%増）、経常利益は116,129千円（前年同期比30.3%増）、当期純利益は76,887千円（前年同期比18.2%増）となりました。

なお当社は音声合成事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、特性に応じた3つの区分につきましては、法人向け製品298,667千円（前年同期比4.4%減）、法人向けサービス108,418千円（前年同期比21.3%増）、コンシューマー向け製品44,345千円（前年同期比50.8%増）となりました。

第15期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により、緩やかな景気回復基調が続いております。一方で、海外においては、米国新政権の政策動向及び朝鮮半島情勢の問題などにより、世界経済の先行きは依然として不透明な状況が継続しております。

当社が属する音声合成市場におきましては、電話自動応答システム、カーナビ、防災行政無線、スマートフォン音声対話などの利用用途から、AI（人工知能）の品質向上によるPepperをはじめとしたコミュニケーションロボット、コールセンターのオペレータ業務の自動化、車載器への対話システムなどの対話型利用用途へと変化しております。また、東京オリンピック、訪日外国人の増加に伴う外国人への情報提供手段としての利用用途も見込まれており、堅調に推移しております。

音声合成市場には、多くのサービス事業、アプリケーションが投入され、競争が激化しており、より品質の高い技術を投入するために研究開発費、製品開発費が増加する傾向にあります。

このような事業環境の中で、当社では今後更なる成長機会と捉えて、「音声技術の応用サービス化を通して、音声技術の新しい文化を創出し、生活文化の向上に貢献すること」に引き続き注力してまいります。

当事業年度の音声合成事業は、法人向け製品のライセンス提供、パッケージ販売、受託開発、法人向けサービスが順調に推移致しました。コンシューマー向け製品のパッケージ販売が順調に推移したことから、今後、コンシューマー向けビジネスも強化してまいります。

当第3四半期累計期間における売上高は411,484千円、営業利益は103,147千円、経常利益は104,171千円、四半期純利益は74,972千円となりました。

なお当社は音声合成事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、特性に応じた3つの区分につきましては、法人向け製品262,350千円、法人向けサービス92,339千円、コンシューマー向け製品56,794千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第14期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ68,133千円増加し、481,809千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、86,445千円（前事業年度は99,068千円の収入）となりました。これは主に、法人税等の支払額30,188千円、売上債権の増加額12,956千円があった一方、売上増加に伴い税引前当期純利益116,129千円の計上があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により支出した資金は、9,313千円（前事業年度は27,259千円の支出）となりました。これはソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により支出した資金は、8,998千円（前事業年度は1,932千円の支出）となりました。これは主に自己株式の取得による支出8,350千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、提供する主要なサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社は音声合成事業の単一セグメントのため、第14期事業年度及び第15期第3四半期累計期間の販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第14期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比 (%)	第15期第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
法人向け製品 (千円)	298,667	95.6	262,350
法人向けサービス (千円)	108,418	121.3	92,339
コンシューマー向け製品 (千円)	44,345	150.8	56,794
合計 (千円)	451,431	104.7	411,484

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前第3四半期累計期間については、四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

3. 最近2事業年度及び第15期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第13期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第14期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第15期第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社NTTドコモ	79,154	18.4	86,132	19.1	58,298	14.2
株式会社AHS	—	—	—	—	50,891	12.4

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

5. 第13期事業年度及び第14期事業年度の株式会社AHSに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社の経営の基本方針は、先進的で高品質な音声技術サービスを安定的に提供することにあります。企業理念として掲げる「音声技術で拓く21世紀の文化 ～音声技術の応用開発・サービス化を通して、音声情報の新しい文化を創出し、生活文化の向上に貢献する。～」を実現するために、独自の音声技術を駆使して様々な分野に新たな価値を提案し、挑戦することが重要であると考えております。

(2) 経営戦略等

中長期的な企業価値の向上や競争力の強化に向け積極的に投資を行い、次世代音声合成エンジン開発、音声認識、翻訳との連携、対話ソリューション（多言語含む）を提供する予定であります。

具体的には、防災分野におきまして、翻訳、多言語合成を組み合わせたソリューションを提供してまいります。また、車載分野、CTI、コールセンター分野の拡大を実現することが重要課題であると考えております。事業領域の拡大にあたり、音声認識、翻訳、多言語音声合成等の技術を保有している他社との連携を推進し、事業の成長スピードの向上に努めてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

先進的で高品質な音声技術サービスを安定的に提供していくためには、健全な財務基盤の維持が重要であると考えており、営業利益を収益性の指標としております。

(4) 経営環境

AI分野、インバウンド分野など利用機会が増加傾向にあることから、今後ますます音声技術の業界が重要な役割を担っていくものと想定しております。当社が今後さらなる成長と発展を遂げるためには、様々な課題があると認識しております。これらの課題に対応し、今後継続的な発展を実現するために、当社経営陣は、最善の経営方針を立案するよう努めてまいります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

①新技術の研究開発

音声合成の利用が拡大してきたことに伴い、研究開発のスピードも加速しております。この数年、各分野で深層学習の研究が盛んに行われておりますが、音声合成分野においても、深層学習を活用した新しい音声合成技術DNN（Deep Neural Network）の研究が進められております。当社においても、最新の技術をキャッチアップし、また、顧客ニーズの変化を捉え、新しい製品を市場に投入していくことが重要であると考えております。

②人材の確保及び育成

新しい技術、新しい製品を継続的に研究開発し、販売していくためには、優秀な人材の継続的確保が重要であると考えております。また、音声技術という特殊分野のため、採用した研究者、開発者及び営業メンバーの育成が重要であると考えております。

③安定収入の確保

当社の事業基盤はライセンスビジネスであり、音声合成エンジンの使用許諾を与えることにより、継続的に許諾料を頂くモデルであります。現在は、月額使用料、ロイヤリティ、継続的なクラウドサービスの利用、サポートサービス等で継続的な安定収入を確保しております。今後、事業を拡大していくにあたり、新しい分野において安定的な収入を確保することが重要であると考えております。

④新しいマーケットの創出

音声合成が広く利用される様になり、今後、様々な分野において利用が進むものと考えておりますが、現在、確立されたマーケットは、電話の自動応答システム、防災行政無線、音声対話等、まだ限られております。更に、新しいマーケットを創出していくことが重要であると考えております。

⑤内部管理体制の充実

当社は、今後継続的に事業を拡大してまいります。コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、内部統制システムの適切な整備及び運用が重要であると考えております。また、成長のステージに応じて人的強化を行い、内部管理体制の構築を図ってまいります。

⑥ブランディング

当社の今後の成長のためには、音声合成技術を世の中に広めるとともに、「音声技術のエアアイ」「音声合成＝AITalk®」と認知される様、ブランディングが重要であると考えております。

4【事業等のリスク】

以下に、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクには該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

当社は、これらのリスクが発生する可能性を十分認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に対する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があります。

また、本項における記載事項は、本書提出日現在における当社の認識を基に記載したものであり、将来において発生の可能性のあるリスクをすべて網羅するものではありません。

①業界動向について

音声合成業界は、古くは、電話の自動応答システムからスタートし、防災行政無線、カーナビゲーション、スマートフォンでの音声対話へと発展して参りました。本格的に実用化されてからの歴史は浅く、まだ10年程になります。この間、急速に市場が発展しており、また今後新しい市場としては、観光分野、高齢化社会における福祉用途、東京オリンピックへ向けた外国人向け音声ガイド等々、様々な分野での拡がりが見込まれます。

しかしながら、各市場が期待通りに拡大しない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②業績の季節変動性について

例年、防災関連、受託案件において、2月から3月の期末に納品が集中する傾向があります。防災関連においては、注文が経済環境の変化等により縮小した場合、あるいは受託案件の集中により、納期の遅延が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、第14期（平成29年3月期）中における各四半期業績の推移は以下の通りであります。

	第14期 第1四半期会計期間	第14期 第2四半期会計期間	第14期 第3四半期会計期間	第14期 第4四半期会計期間
売上高（千円）	100,194	100,228	105,566	145,441
営業利益（千円）	16,085	21,067	30,284	48,492

（注）1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の四半期会計期間の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビューは受けておりません。

③競合他社について

当社が提供する音声合成エンジン「AITalk®」の主な競合先は、HOYA株式会社（Voice Text）、東芝デジタルソリューションズ株式会社（ToSpeak）となります。当社は音声合成に特化して事業を展開しており、研究開発、製品開発、販売、サポートを一気通貫で提供することにより、ユーザーの要望にも迅速かつ柔軟に対応し、シェアを確保しております。

しかしながら、競合他社企業は大手企業であるため、要員を拡充し、事業展開を加速した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、「Google Cloud Platform(GCP)」の「Cloud Text-to-Speech」あるいは「Amazon Web Services(AWS)」の「Amazon Polly」等の大手企業がクラウドサービスプラットフォームの一部として提供している低価格なサービスにおいて、音声合成エンジンの日本語の品質・技術向上が図られた場合、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

④技術革新について

音声合成業界において、技術革新が進んでおります。当社が提供している音声合成エンジンは、「コーパスベース音声合成技術」をベースとしており、合成品質の観点で優位性を確保しております。昨今、「DNN音声合成技術」の研究開発が進んでおり、将来的に、当該技術の合成品質が向上した場合、当該技術が主流となる可能性もあります。当社におきましても、当該技術の研究開発を進めておりますが、当該技術が主流となり、かつ当社の研究開発が遅延した場合、投資に対する十分な成果を得られず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤自然災害について

当社では、自然災害、事故等に備え、プログラム等の重要なリソースにつき、定期的にバックアップをとっており、また、研究開発部門は関西、製品開発部門は東京と分散して事業を展開しております。

しかしながら、当社本店または研究開発部門の所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生し、当社設備の損壊が発生した場合、研究開発もしくは製品開発が滞り、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥システム障害について

当社は、クラウドサービス「AICloud®」を提供しており、大手クラウドサービス事業者を利用し、冗長化構成をとり、また、外部へ委託し、24時間365日の有人監視を行うなど、安定的な運用に努めております。しかしな

がら、アクセスの集中による負荷の増加、あるいは、地震などの自然災害等、予期せぬ障害が発生した場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑦取引依存度の高い取引先について

本書提出日現在の当社の売上について、株式会社N T T ドコモ及び防災関連メーカーへの依存度が大きくなっております。平成29年3月期において、売上高に占める割合は、株式会社N T T ドコモが19.1%、防災関連メーカー全体で19.7%となっており、今後、様々な理由により、株式会社N T T ドコモ、あるいは、防災関連メーカーとの取引が縮小した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧新サービスの立ち上げについて

本書提出日現在において、当社の事業モデルの基盤はライセンスビジネスであります。音声合成エンジンを使用許諾し、製品の出荷、サービスの利用に伴い、許諾料を頂きます。今後、ライセンス提供に加えて、音声合成を活用した自社サービスの立ち上げを積極的に行っていきます。

しかしながら、売上貢献度は不確定要素が多く、またサービスの立ち上げが遅れた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨他社との連携について

今後、日本語音声合成に加えて、音声認識、意図解釈、翻訳、多言語等と連携した利用が拡大するものと考えております。当社においては、日本語音声合成をコア技術と位置づけ、音声認識、意図解釈、翻訳、多言語等の連携技術については、他社との業務提携、協業を推進していきます。従って、他社の状況に影響を受ける可能性があり、その結果、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩小規模組織であることについて

当社は、研究開発、製品開発、販売、サポートを全て自社内で行っておりますが、平成30年4月末現在、従業員数29名と少数精鋭で事業を展開しております。音声合成に特化した単一事業体に適した規模であります。一方で、技術者の退職、長期病欠等の予期せぬ事態が起こった場合、当社の事業活動に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪人材の確保及び育成について

当社は、音声合成という特殊な分野で事業展開をしております。従いまして、研究者、開発者及び営業担当者として、優秀な人材を確保し、育成することが重要であり、また人材の流出を防止するための環境構築に取り組んでおります。

しかしながら、IT業界における人材獲得競争が激しく、計画通り人材の採用ができない場合、もしくは優秀な人材が流出してしまった場合、業務運営に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫内部管理体制について

当社は、企業価値の継続的な向上のためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが重要であると認識し、適正な業務分担、財務報告の信頼性、法令遵守を徹底するため、内部管理体制の充実を図っております。

しかしながら、業務の拡大に内部管理体制が追いつかない状況が発生した場合、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬情報セキュリティについて

当社は、音声合成エンジンをライセンスするにあたり、顧客の機密情報を知りえる立場にあります。「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報の適切な管理に努めておりますが、コンピュータウィルス、不正アクセス等の理由により、これらの機密情報の漏洩や改竄などが発生した場合、顧客企業等から損害賠償請求や当社の信用失墜の事態を招き、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭法的規制について

当社は、メールアドレスを始めとする顧客情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報につきましては、「個人情報保護方針」に基づき適切に管理するとともに、「個人情報保護規程」を定めており、社内教育の徹底と管理体制の構築を行っております。当社は事業を遂行していくうえで、各種法令及び規制等の適用を受けておりますが、現状においては、当社の事業継続に著しく重要な影響を及ぼす法的規制等はないものと認識しております。しかしながら、今後予期せぬ法令等の制定、既存の法令等の解釈の変更がなされた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑮知的財産権等に関する侵害について

当社は、第三者の知的財産権を侵害していないことの確認を、研究開発部門、製品開発部門が必要に応じて専門家に相談しながら進めており、第三者への技術流出を回避するため、詳細な技術については特許出願を行っておりません。現在技術優位性はあるものと認識しておりますが、特許権等を有していないため、競合他社が当社と同じような製品の開発を行い、事業展開した場合、あるいは人材流出等によりノウハウが外部に流出した場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

他方、チェックが十分でない場合、認識不足等、何らかの不備により、第三者の知的財産権等を侵害する可能性があります。第三者からの損害賠償請求、使用差し止め等の訴えを起こされた場合、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑯資金使途について

株式上場時の公募増資による調達資金の使途につきましては、既存の音声合成エンジンの改善、次世代音声合成技術の開発及び多言語向け音声合成エンジン等の研究開発費、今後の事業規模拡大のための優秀な人材の確保等を目的とした採用費及び人件費等を予定しております。

しかしながら、事業環境の変化その他の理由により、これらの使途が想定した業績向上に繋がらない可能性があります。

⑰新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対して、業績向上に対する貢献意欲及び士気を高めるため、ストックオプションを付与しております。これらの新株予約権の権利が行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権の割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は249,000株であり、発行済株式総数4,721,000株の5.27%であります。

⑱配当政策について

当社は、株主還元と同時に、財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けており、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら、経営成績に合わせた利益配分を基本方針としております。現時点では、いっそうの事業拡大を目指すことが株主に対する利益還元につながると考えており、当面の間は内部留保の充実を図り、配当実施の可能性及び実施時期等につきましては未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第14期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度の研究開発活動は、「音声技術で拓く21世紀の文化 ～音声技術の応用開発・サービス化を通じて、音声情報の新しい文化を創出し、生活文化の向上に貢献する。～」を企業理念に掲げ、「より高品質な製品」を開発すべく、研究を日々積み重ねております。

平成29年3月31日現在の研究開発体制は、7名となっており、当事業年度における当社の支出した研究開発費の総額は、67,319千円であります。

なお、当社は音声合成事業の単一セグメントである為、セグメント別の記載は省略しております。

研究活動の状況は、大きく、言語処理部と音声処理部に分かれており、以下の研究開発活動を行いました。

<言語処理部>

日本語解析処理において、以下の点を改善し、日本語解析精度を向上しました。

- ①品詞分解、読み、アクセント付与等のアルゴリズムの改良を行いました。
- ②数字の読み方は、住所、電話番号、郵便番号、時間、金額、株価等々多岐に渡り、状況に応じて、桁読みのケース、棒読みのケース等があります。事前の設定あるいはタグの指定により、数字の読み方を切り替えることができる様にし、数字の読み方の精度を向上しました。
- ③ニュース等を読み上げる場合、同じ表記で異なる読みの単語（例 錦織：ニシコリ、ニシキオリ）が発生する場合があります。関連する単語を設定（例 テニス：ニシコリ）することにより、文章での読み分けの精度を向上しました。
- ④単語辞書に新しい地名、あるいは新しい単語等を追加し、単語辞書を更新を行いました。

<音声処理部>

新しい音声合成エンジンの開発を進めるにあたり、以下の活動を行いました。

- ①少ない収録音声から感情音声合成の実現を目指し、HMM（Hidden Markov Model）方式と波形接続方式のハイブリッド型音声合成エンジンの研究開発活動
- ②昨今、急速に普及が進んでいるディープラーニング（深層学習）を活用したDNN（Deep Neural Network）方式の音声合成エンジンの調査活動

また、今後の事業展開において、多言語音声合成エンジンがテーマのひとつとなっており、自社による英語の音声合成エンジンの研究開発を行いました。

第15期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、52,975千円であります。なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等

(1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第14期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（資産）

当事業年度末における総資産は、前事業年度末と比較して72,535千円増加し、623,090千円となりました。

その主な要因は、繰延税金資産（流動）が6,453千円、無形固定資産が4,673千円減少したものの、現金及び預金が68,133千円、売掛金が12,956千円、仕掛品が5,078千円増加したことによるものです。

（負債）

当事業年度末における負債は、前事業年度末と比較して3,997千円増加し、88,510千円となりました。

その主な要因は、前受収益が16,169千円減少したものの、未払金が3,214千円、未払費用が15,312千円、預り金が4,130千円増加したことによるものです。

（純資産）

当事業年度末における純資産は、前事業年度末と比較して68,537千円増加し、534,580千円となりました。

その主な要因は、自己株式の取得により8,350千円減少したものの、当期純利益を76,887千円計上したことによるものです。

第15期第3 四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

（資産）

当第3 四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して96,701千円増加し、719,792千円となりました。

その主な要因は、無形固定資産が3,562千円、仕掛品が3,371千円減少したものの、現金及び預金が92,705千円、売掛金が5,625千円、投資その他の資産が4,798千円増加したことによるものです。

（負債）

当第3 四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末と比較して26,470千円減少し、62,039千円となりました。

その主な要因は、賞与引当金が4,294千円増加したものの、未払法人税等が7,886千円、その他流動負債が22,536千円減少したことによるものです。

（純資産）

当第3 四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末と比較して123,172千円増加し、657,752千円となりました。

その主な要因は、新株予約権の行使請求に伴う新株発行及び第三者割当による自己株式の処分により資本金が13,600千円増加、資本剰余金が29,600千円増加、自己株式が5,000千円減少し、四半期純利益の計上により利益剰余金が74,972千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第14期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（売上高）

当事業年度の売上高は451,431千円（前年同期比4.7%増）となり、前事業年度より、20,103千円の増加となりました。これは、法人向けサービス、法人向け製品のライセンス提供が堅調に推移したものの、受託開発が軟調に推移致しましたが、コンシューマー向け製品のパッケージ販売が順調に推移したことによるものであります。

（営業利益）

当事業年度の営業利益は、販売費及び一般管理費249,855千円（前年同期比9.1%減）となった結果、115,930千円（前年同期比30.9%増）となりました。

(経常利益)

当事業年度において営業外収益が256千円、営業外費用が57千円発生しております。この結果、経常利益は116,129千円(前年同期比30.3%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度において特別利益及び特別損失は発生しておりません。この結果、税引前当期純利益は116,129千円(前年同期比32.7%増)、当期純利益は76,887千円(前年同期比18.2%増)となりました。

第15期第3四半期累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

(売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は411,484千円となりました。これは、法人向け製品のライセンス提供、パッケージ販売、受託開発、法人向けサービス、コンシューマー向け製品が順調に推移したことによるものであります。

(営業利益)

当第3四半期累計期間において、売上総利益305,476千円、販売費及び一般管理費202,329千円を計上した結果、営業利益は、103,147千円となりました。

(経常利益)

当第3四半期累計期間において、営業外収益1,033千円、営業外費用9千円を計上した結果、経常利益は、104,171千円となりました。

(四半期純利益)

当第3四半期累計期間において、特別損益の計上はありませんでした。結果として、四半期純利益は74,972千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載の通りであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり認識しており、これらのリスクについては発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第14期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度における設備投資の総額は20,550千円であり、主なものは、当社取扱製品マスタ開発のための投資11,236千円によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は音声合成事業の単一セグメントであるため、セグメント別の設備投資等の記載は省略しております。

第15期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当第3四半期累計期間における設備投資の総額は8,165千円であり、主なものは、当社取扱製品マスタ開発のための投資589千円、業務システム6,298千円によるものであります。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は音声合成事業の単一セグメントであるため、セグメント別の設備投資等の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都文京区)	事務所用設備 ソフトウェア等	7,056	1,313	26,868	2,262	37,500	24 (3)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア仮勘定等であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマーを含む。)の平均雇用人員であります。

3. 本社は建物を賃借しており、その年間賃借料は11,781千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成30年4月30日現在）

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,721,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数100株であります。
計	4,721,000	—	—

(注) 平成29年7月7日付で新株予約権の行使により、普通株式が680,000株増加し、4,721,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権 平成19年7月9日臨時株主総会決議及び平成19年7月9日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	50	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50,000（注）1	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	40（注）2	—
新株予約権の行使期間	自平成21年8月1日 至平成29年7月8日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 40 資本組入額 20	—
新株予約権の行使の条件	（注）3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成29年3月31日）は1,000株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）が権利行使時においても当社または当社の子会社（上場会社を除く）の取締役、監査役、執行役員または従業員、その他これに準ずる地位にあることを条件とする。ただし、取締役会において承認された者で、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ②新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使することができない。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- ④新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部を行使することができる。
- ⑤その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ③当社が当社株式を証券取引所へ上場申請する場合において、新株予約権者がかかる証券取引所または日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）１に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

第２回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第２回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

（注）３に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

（注）４に準じて決定する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第3回新株予約権 平成19年7月9日臨時株主総会決議及び平成20年4月22日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	50	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000(注)1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40(注)2	—
新株予約権の行使期間	自平成22年8月1日 至平成29年7月8日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 40 資本組入額 20	—
新株予約権の行使の条件	(注)3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成29年3月31日)は1,000株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とす

る場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）が権利行使時においても当社または当社の子会社（上場会社を除く）の取締役、監査役、執行役員または従業員、その他これに準ずる地位にあることを条件とする。ただし、取締役会において承認された者で、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ②新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使することができない。
- ③その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ③当社が当社株式を証券取引所へ上場申請する場合において、新株予約権者がかかる証券取引所または日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、

新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

第3回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第3回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

（注）4に準じて決定する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第4回新株予約権 平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年6月24日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	600	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600,000(注)1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40(注)2	—
新株予約権の行使期間	自平成22年8月1日 至平成29年7月8日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 40 資本組入額 20	—
新株予約権の行使の条件	(注)3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成29年3月31日)は1,000株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とす

る場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）が権利行使時においても当社または当社の子会社（上場会社を除く）の取締役、監査役、執行役員または従業員、その他これに準ずる地位にあることを条件とする。ただし、取締役会において承認された者で、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ②新株予約権者が在任または在職中に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使することができない。
- ③その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ③当社が当社株式を証券取引所へ上場申請する場合において、新株予約権者がかかる証券取引所または日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、

新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

第4回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第4回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

（注）4に準じて決定する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第6回新株予約権 平成26年6月27日定時株主総会決議及び平成27年3月27日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	190	155
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190,000(注)1	155,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注)2	100(注)2
新株予約権の行使期間	自平成29年7月1日 至平成33年3月31日	自平成29年7月1日 至平成33年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 50	発行価格 100 資本組入額 50
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整す

ることができる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①当社の株式が、日本国内もしくは外国の証券取引所に上場（以下、「上場」という。）された後6箇月が経過するまでは、本件新株予約権を行使することができない。
- ②新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。新株予約権者の死亡により、本新株予約権が承継される場合には、相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、上記①に定める上場後に、定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。
- ④上記①に定める上場の日以前にこれを行使する場合は、取締役会の承認を要する。
- ⑤その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

- ①平成30年3月31日の時点において、当社株式につき、（注）3の①に定める上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により、取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（法令の要件をみたすときは取締役会決議）の決議がなされたとき、並びに株式移転につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- ③新株予約権者が（注）3の②または③に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ④新株予約権者が「第6回新株予約権割当契約書」の各条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤当社が当社株式を証券取引所へ上場申請する場合において、新株予約権者がかかる証券取引所または日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2で定められる行使価額と組織再編行為の条件等とを勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式を乗じて得られる金額とする。

⑤再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

第6回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と（注）3の①に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第6回新株予約権割当契約書に定める行使期間の満了日までとする。

⑥再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑦再編対象会社新株予約権の行使の条件

(注) 3 に準じて決定する。

⑧譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

(注) 4 に準じて決定する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第7回新株予約権 平成28年6月27日定時株主総会決議及び平成29年5月19日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	—	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	86,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	120(注)2
新株予約権の行使期間	—	自平成31年7月1日 至平成33年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 120 資本組入額 60
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整す

ることができる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①当社の株式が、日本国内もしくは外国の証券取引所に上場（以下、「上場」という。）された後6箇月が経過するまでは、本件新株予約権を行使することができない。
- ②新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。新株予約権者の死亡により、本新株予約権が承継される場合には、相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、上記①に定める上場後に、定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。
- ④上記①に定める上場の日以前にこれを行使する場合は、取締役会の承認を要する。
- ⑤その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

- ①平成31年3月31日の時点において、当社株式につき、（注）3の①に定める上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により、取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（法令の要件をみたすときは取締役会決議）の決議がなされたとき、並びに株式移転につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- ③新株予約権者が（注）3の②または③に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ④新株予約権者が「第7回新株予約権割当契約書」の各条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤当社が当社株式を証券取引所へ上場申請する場合において、新株予約権者がかかる証券取引所または日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2で定められる行使価額と組織再編行為の条件等とを勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式を乗じて得られる金額とする。

⑤再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

第7回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と（注）3の①に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第7回新株予約権割当契約書に定める行使期間の満了日までとする。

⑥再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑦再編対象会社新株予約権の行使の条件

(注) 3に準じて決定する。

⑧譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

(注) 4に準じて決定する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第8回新株予約権 平成29年6月30日定時株主総会決議及び平成30年1月25日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	—	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	8,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	210(注)2
新株予約権の行使期間	—	自平成32年7月1日 至平成34年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 210 資本組入額 105
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①当社の株式が、日本国内もしくは外国の証券取引所に上場（以下、「上場」という。）された後6箇月が経過するまでは、本件新株予約権を行使することができない。
- ②新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）において、これを行行使することを要する。新株予約権者の死亡により、本新株予約権が承継される場合には、相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、上記①に定める上場後に、定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。
- ④上記①に定める上場の日以前にこれを行行使する場合は、取締役会の承認を要する。
- ⑤その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

- ①平成32年3月31日の時点において、当社株式につき、（注）3の①に定める上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により、取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（法令の要件をみたすときは取締役会決議）の決議がなされたとき、並びに株式移転につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。
- ③新株予約権者が（注）3の②または③に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ④新株予約権者が「第8回新株予約権割当契約書」の各条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤当社が当社株式を証券取引所へ上場申請する場合において、新株予約権者がかかる証券取引所または日本証券業協会の規則による新株予約権の継続保有義務に違反したときは、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2で定められる行使価額と組織再編行為の条件等とを勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式を乗じて得られる金額とする。

⑤再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

第8回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と（注）3の①に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第8回新株予約権割当契約書に定める行使期間の満了日までとする。

⑥再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑦再編対象会社新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

⑧譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

（注）4に準じて決定する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成25年9月30日 (注) 1.	△100	4,041	—	30,201	—	—
平成26年9月1日 (注) 2.	4,036,959	4,041,000	—	30,201	—	—
平成29年7月7日 (注) 3.	680,000	4,721,000	13,600	43,801	13,600	13,600

(注) 1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 平成26年8月1日開催の取締役会決議により、平成26年9月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は4,036,959株増加し、4,041,000株となっております。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年4月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	4	－	－	20	24	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	10,800	－	－	36,410	47,210	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	22.88	－	－	77.12	100.00	－

(注) 自己株式67,000株は、「個人その他」に670単元を含めて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 67,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,654,000	46,540	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,721,000	—	—
総株主の議決権	—	46,540	—

② 【自己株式等】

平成30年4月30日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社エーアイ	東京都文京区西片1 丁目15番15号	67,000	—	67,000	1.42
計	—	67,000	—	67,000	1.42

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権 平成19年7月9日臨時株主総会決議及び平成19年7月9日取締役会決議

決議年月日	平成19年7月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回新株予約権 平成19年7月9日臨時株主総会決議及び平成20年4月22日取締役会決議

決議年月日	平成20年4月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第4回新株予約権 平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年6月24日取締役会決議

決議年月日	平成20年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第6回新株予約権 平成26年6月27日定時株主総会決議及び平成27年3月27日取締役会決議

決議年月日	平成27年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 21
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第7回新株予約権 平成28年6月27日定時株主総会決議及び平成29年5月19日取締役会決議

決議年月日	平成29年5月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 13
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第8回新株予約権 平成29年6月30日定時株主総会決議及び平成30年1月25日取締役会決議

決議年月日	平成30年1月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成28年6月27日) での決議状況 (取得期間 平成28年6月27日～平成29年6月26日)	167,000	8,350,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)	167,000	8,350,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を 行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(第三者割当による自己株式の処分)	—	—	100,000	21,000
保有自己株式数	167,000	—	67,000	—

(注) 最近期間における「その他(第三者割当による自己株式の処分)」は、平成29年9月27日に実施致しましたT I S株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分であります。

3 【配当政策】

当社は財務基盤の強化を目的に内部留保の確保を優先してきたため、設立以来配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元と同時に、事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。当社の配当に関する基本方針は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら経営成績に合わせた利益配分を基本方針としております。当社は現在、成長過程にあると考えており、そのため内部留保の充実を図り、いっそうの事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。今後においても当面の間は内部留保の充実を図り、優秀な人材の確保や新技術の導入及び独自製品開発に向けた投資に充当し、企業価値の向上に努める方針であります。今後の配当実施の可能性及び実施時期等につきましては未定であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

また、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 7名 女性 一名 （役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	－	吉田 大介	昭和27年3月9日生	昭和52年4月 株式会社大真空入社 昭和55年4月 株式会社東洋ハイテック入社 昭和61年4月 T I S 株式会社入社 平成11年5月 N T T アドバンステクノロジー株式会社入社 平成12年4月 株式会社国際電気通信基礎技術研究所入社 平成15年4月 当社設立 代表取締役 就任（現任）	(注) 4	1,412,000
取締役	ビジネスソリューショングループ統括	廣飯 伸一	昭和39年6月30日生	平成元年4月 株式会社リクルート入社 平成10年5月 ベスコムシステムズ株式会社入社 平成11年6月 同社取締役 就任 平成13年6月 同社代表取締役 就任 平成13年11月 合併によりアイティーマネージ株式会社取締役副社長 就任 平成14年4月 株式会社シグナルベース取締役副社長 就任 平成16年6月 当社取締役 就任（現任） 平成27年1月 当社ビジネスソリューショングループ統括就任（現任）	(注) 4	980,000
取締役	研究開発グループ統括	平井 啓之	昭和39年4月1日生	昭和63年4月 三洋電機株式会社入社 平成18年12月 当社入社 R & D センター主任研究員 平成21年6月 当社取締役 就任（現任） 平成23年4月 当社研究開発グループ統括 就任（現任）	(注) 4	340,000
取締役	管理グループ統括	古澤 仁	昭和34年8月19日生	昭和57年4月 神糧物産株式会社（現木徳神糧株式会社）入社 平成3年7月 株式会社フォーバル入社 平成4年3月 株式会社ワイ・ビーシー入社 平成6年6月 株式会社ユーエスシー（現株式会社UKCホールディングス）入社 平成27年6月 当社入社 平成27年10月 当社執行役員管理グループ統括 就任 平成28年6月 当社取締役管理グループ統括 就任（現任）	(注) 4	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	—	上條 弘	昭和27年1月30日生	昭和49年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 平成2年2月 株式会社エニックス（現 株式会社スクウェア・エニックス） 入社 平成2年6月 同社取締役 平成6年10月 東京リスクマチック株式会社 入社 平成7年7月 日本合同ファイナンス株式会社（現 株式会社ジャフコ） 入社 平成24年6月 ヒーハイト精工株式会社 社外監査役 就任（現任） 平成29年6月 当社取締役（監査等委員） 就任（現任）	(注) 5	—
取締役 (監査等委員)	—	杉山 浩	昭和41年1月21日生	平成元年10月 中央監査法人 入所 平成7年9月 杉山公認会計士事務所開設 所長 就任（現任） 平成16年1月 株式会社ピーアンドピー 監査役 平成19年6月 当社監査役 就任 平成24年10月 株式会社P & P ホールディングス 監査役 平成29年6月 取締役（監査等委員） 就任（現任）	(注) 5	10,000
取締役 (監査等委員)	—	飛松 純一	昭和47年8月15日生	平成10年4月 弁護士登録 東京弁護士会 所属 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所） 入所 平成16年6月 米国ニューヨーク州弁護士 登録 米国ニューヨーク弁護士会 所属 平成18年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 平成21年3月 株式会社アマナホールディングス（現・株式会社アマナ） 監査役（現任） 平成22年4月 東京大学大学院 准教授 平成28年3月 AWP ジャパン株式会社 社外監査役 平成28年7月 飛松法律事務所 代表弁護士（現任） 平成29年6月 当社取締役（監査等委員） 就任（現任） 平成29年9月 株式会社キャンディル 社外監査役（現任）	(注) 5	—
合計						2,742,000

- (注) 1. 平成29年6月30日付の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行致しました。
2. 取締役のうち、上條 弘、杉山 浩及び飛松 純一の3氏は、社外取締役であります。
3. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員長 上條 弘、委員 杉山 浩、委員 飛松 純一
なお、上條弘は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 平成29年6月30日開催の定時株主総会終結の時から、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成29年6月30日開催の定時株主総会終結の時から、平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業が安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率化と健全性を高めるとともに、公正で透明性の高い経営体制を構築していくことが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

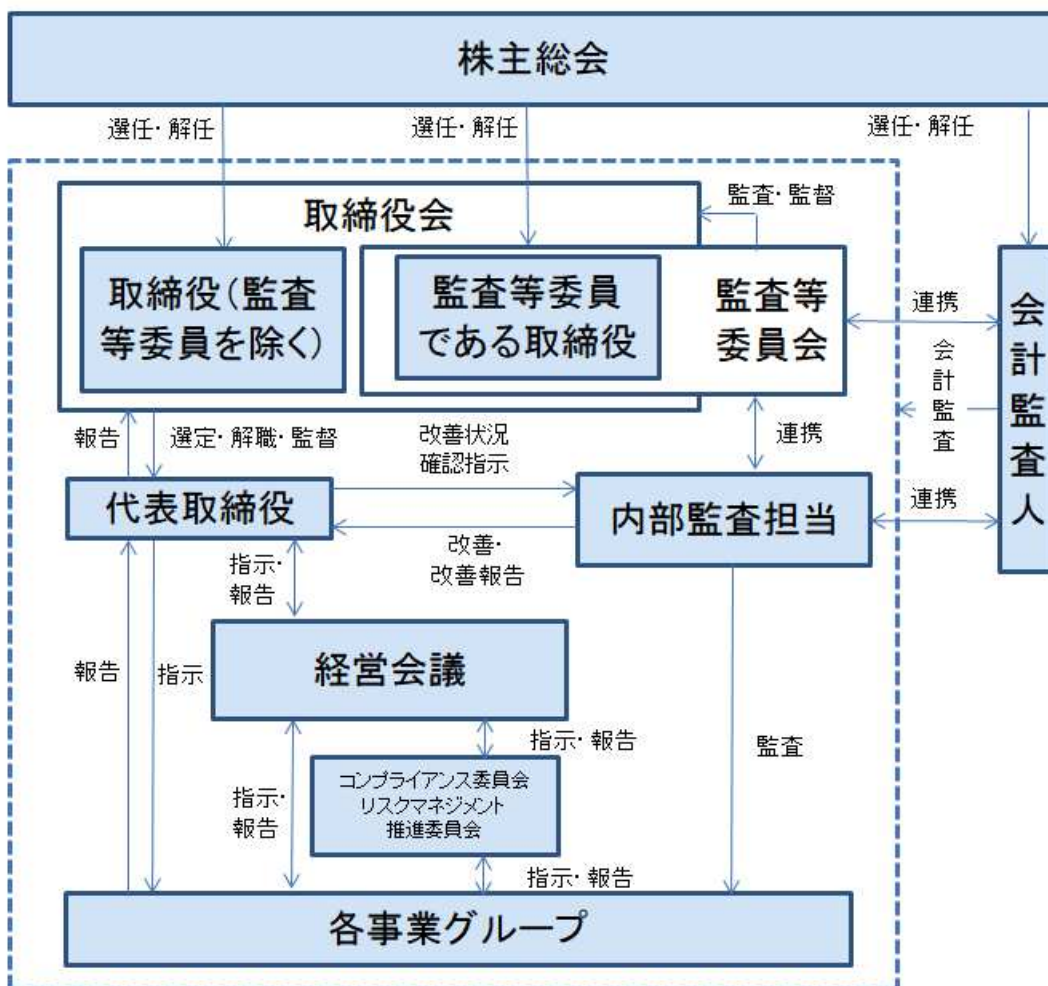
① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

本書提出日現在、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会は社外取締役3名を含む7名で構成されております。業務の執行におきましては、遵法精神に基づいた諸施策の展開と迅速な意思決定が重要であるとの考えから、当社は現状の体制の中で、定例及び臨時の取締役会に加え、諸施策を適切迅速に審議・諮問し、経営活動の効率化を図り、あわせて重要な日常業務の報告を目的とする経営会議を毎月1回以上開催し、会社の重要事項に関する協議を行っております。経営に対する監査・監督機能の強化を通じて株主の信認確保を図るべく、監査等委員である社外取締役を選任し、監査等委員である社外取締役による意見及び客観的な立場での経営に対する助言を頂きつつ、経営を監査・監督されることで、経営の健全性と透明性を高めるガバナンス体制を維持しております。

従いまして、現状の体制におきましてコーポレート・ガバナンスの要素である経営の透明性、健全性、遵法性の確保と実効性のある経営監視体制は整っているものと判断しており、当社の事業規模や事業特性に鑑みても、現在の体制が最適であると考えております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



(a) 株主総会

株主総会は、会社の最高意思決定機関であり、株主に対する情報提供及び情報交換の場であり、議決権行使の場であると認識しております。

(b) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は社外取締役3名を含む取締役7名で構成されており、取締役会規程に基づき、経営の意思決定機関として当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、定例取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、迅速な経営判断を行っております。

(c) 監査等委員会

当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は常勤の社外取締役1名及び非常勤の社外取締役2名の計3名で構成されており、監査等委員会規程に基づき、取締役会に出席するほか重要会議にも出席しており、取締役の職務の執行全般を監査・監督しております。

監査等委員は、定例監査等委員会を毎月1回、また必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、監査の方針、監査計画ほか重要事項を協議するとともに、監査に必要な情報を相互に共有しております。

(d) 経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する協議・諮問機関として設置しております。出席メンバーは、常勤取締役及びその他代表取締役が必要と認めた者で構成され、毎月1回以上開催して経営に関する重要事項の協議等を行っております。

ロ. 内部統制システムの整備状況

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、社会から信頼され、社会的責任を果たす持続企業であるためには、コンプライアンスの徹底が経営の重要課題であると認識しております。このような考えのもと、当社は、「企業行動規範」を制定し、全役職員が高い倫理観に基づいて行動し、公正かつ透明性の高い経営体制の確立を目指しております。また、同基準の具体的な行動指針として、「コンプライアンス規程」を定め、その運用管理を担当するコンプライアンス委員会も設置しております。代表取締役を委員長（コンプライアンス全体に関する総括責任者）として、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行ってまいります。

②当社は、法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役直轄の組織である内部監査担当を設置しております。内部監査担当は、各業務が法令、定められた社内規程に従って、適正かつ合理的に執行されているか定期的に監査し、その結果を代表取締役に報告するとともに、問題がある事項については、速やかな改善要請を各部署へ指示しております。また、監査等委員である取締役とも連携し職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行なわれているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告しております。

③当社は、取締役及び使用人が社内外（常勤監査等委員・担当取締役・顧問弁護士）に匿名で相談・申告できる内部通報制度を設け、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の受け皿とすることにより、コンプライアンスの重要性を共有する体制を構築しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については法令及び「文書管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理しております。

②経営に関する重要情報については、閲覧権限を明確化し周知徹底するとともに、その取扱いに関する全役職員への教育を実施し、情報管理体制の強化を図ってまいります。また、関連規程については、必要に応じて適時見直し、改善を図ってまいります。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「危機管理規程」を制定し、当該規程にそって適切な危機管理体制を整備しております。

②危機発生を未然に防ぐため、内部監査担当は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、法令定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しています。

③有事の際は、「危機管理規程」に従い、代表取締役が対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとっております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、取締役会を毎月開催するほか、同会議での決議を迅速、且つ円滑に行うため、取締役、執行役員

及び部門責任者から構成する「経営会議」を、毎月定期的に開催しております。当社は、経営会議を、取締役会に次ぐ協議・諮問機関と位置づけ、経営に係わる諸事項の審議を行うとともに、取締役会で承認された中期経営計画及び単年度事業予算の組織毎の目標・方針・重点施策に関し、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックする業績管理も行っております。代表取締役は、乖離に対する是正を各担当取締役執行役員に指示することにより、業務執行を適切に管理しております。また、これらの審議のために必要な情報については、ITを活用することにより、迅速かつ的確に各取締役が共有する体制になっております。

②業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の関連規程に基づき、全役職員の職務分担、権限を明確化し、適正な管理水準を維持できる体制としております。さらに、執行役員制度が導入されたことにより、経営と業務執行の分離が明確になり、より効率的な体制となっております。

(e) 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の同意のもとに、補助すべき使用人として、監査計画に従い必要な人員を配置しております。

②監査等委員会及び監査等委員である取締役を補助する使用人は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）から指揮命令を受けないこととなっております。

③当該使用人の人事評価は監査等委員である取締役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得ることとなっております。

(f) 当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要事項の報告を求めることができる体制になっております。

②役職員は、当社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員である取締役に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実を知ったときは監査等委員である取締役に遅滞なく報告することとしています。

③当社は、監査等委員である取締役へ報告を行った当社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(g) その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社の役職員は、監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備するよう努めております。

②監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査担当及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保しております。

③取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員である取締役または監査等委員会からの適時な報告に対して、真摯に受け止めております。

④監査等委員である取締役がその職務執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、速やかにそれ进行处理しております。

ハ. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、「リスクマネジメント規程」を制定し、その全社的な推進や必要な情報を共有化等を検討する体制の強化を図っております。代表取締役を委員長とするリスクマネジメント推進委員会を設置し、半期毎に開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。さらに、地震、火災等の災害に対処するため、「危機管理規程」等を制定し、不測の事態に備えております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

ニ. コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、研修等必要な諸活動を推進・管理しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、内部通報制度を設けております。

ホ. 情報セキュリティ、個人情報等の体制の整備状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、「情報セキュリティ

管理規程」及び「情報セキュリティ運用マニュアル」を定め、情報セキュリティレベルを設け、それぞれのレベルに応じてアクセス権限を設けて管理しております。また、個人情報保護法に対応するため、個人情報の適正な取り扱いと厳格な管理を的確に行っております。当社の情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。

② 内部監査及び監査等委員会監査の状況

内部監査につきましては、当社は小規模組織であることから、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役が任命した管理グループ所属の当社の業務に精通した従業員1名（一般従業員）が担当しており、担当社員が所属している部署の内部監査については、代表取締役が別部署から従業員1名（一般従業員）を任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。内部監査担当者は、業務が規程に則って行われていることを担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった被監査部門に対して業務改善等のために指摘を行い、後日、改善状況を確認します。内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と連携をとり、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査等委員の監査につきましては、当社の監査等委員会は監査等委員3名（内1名は常勤監査等委員）で構成されており、監査等委員会は原則として毎月1回開催しております。また、監査等委員は毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、及び重要な決裁書類の閲覧等により意思決定の過程を監査するほか、通常業務の執行状況や会計処理に関する監査を行っております。

③ 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 山本 守
指定有限責任社員 業務執行社員 佐藤 義仁
- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 5名
その他 3名

なお、継続監査年数につきましては、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

④ 社外取締役

当社の社外取締役は監査等委員3名であります。

監査等委員である社外取締役上條弘は、金融機関等に在籍した経歴を有しており、現在も上場企業の社外監査役を兼任し、監査等委員としての業務にあたり、豊富な経験と知識を有しております。当社との間には、重要な人的関係、資本関係または取引その他の利害関係は無く、一般株主との利益相反の生じるおそれのない社外取締役と認識しております。また、同氏の兼任先とも特別の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役杉山浩は、監査法人に在籍していた経歴を有しており、公認会計士及び税理士として豊富な経験と会計税務に関する専門知識を有しております。同氏は、当社株式を10,000株保有しており、杉山公認会計士事務所所長を兼務しておりますが、当社との間にはそれ以外の重要な人的関係、資本関係または取引その他の利害関係は無く、一般株主との利益相反の生じるおそれのない社外取締役と認識しております。また、同氏の兼任先とも特別の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役飛松純一は、国内外において弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しております。当社との間には、重要な人的関係、資本関係または取引その他の利害関係は無く、一般株主との利益相反の生じるおそれのない社外取締役と認識しております。また、同氏の兼任先とも特別の利害関係はありません。

当社では社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針を特段定めたものではありませんが、その選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえて、客観的かつ公正な経営監視体制を確立できることを個別に判断しております。

なお、高い独立性と幅広い見識や知見に基づき、社外の立場から経営に助言を行うとともに、経験や知識等を活かして経営の適合性に対する客観的かつ適切な監視等により、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を果たしております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3名以上5名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 役員報酬等

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役 員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	55,100	51,000	-	4,100	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	7,500	7,200	-	300	-	1
社外役員	1,250	1,200	-	50	-	1

(b) 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(c) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

また、その決定方法は、取締役の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定し、監査等委員の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査等委員会で決定することとしております。

⑫ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
6,000	—	6,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）及び当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	413,676	481,809
売掛金	61,018	73,974
仕掛品	1,755	6,834
原材料	1,409	519
前払費用	7,617	8,322
繰延税金資産	9,437	2,983
流動資産合計	494,913	574,444
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	8,368	8,368
減価償却累計額	△746	△1,312
建物附属設備（純額）	7,622	7,056
工具、器具及び備品	3,317	3,317
減価償却累計額	△1,429	△2,004
工具、器具及び備品（純額）	1,887	1,313
リース資産	3,000	3,000
減価償却累計額	△200	△800
リース資産（純額）	2,800	2,200
有形固定資産合計	12,310	10,569
無形固定資産		
ソフトウェア	28,838	26,868
ソフトウェア仮勘定	2,765	62
無形固定資産合計	31,604	26,931
投資その他の資産		
長期前払費用	235	210
繰延税金資産	1,155	832
その他	10,336	10,102
投資その他の資産合計	11,727	11,145
固定資産合計	55,642	48,646
資産合計	550,555	623,090

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	526	1,224
リース債務	648	648
未払金	16,188	19,403
未払費用	5,516	20,829
未払法人税等	19,508	21,984
預り金	5,205	9,335
前受収益	27,191	11,022
流動負債合計	74,785	84,447
固定負債		
リース債務	2,430	1,782
長期前受収益	7,297	2,280
固定負債合計	9,727	4,062
負債合計	84,513	88,510
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,201	30,201
資本剰余金		
その他資本剰余金	10,565	10,565
資本剰余金合計	10,565	10,565
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	425,275	502,162
利益剰余金合計	425,275	502,162
自己株式	-	△8,350
株主資本合計	466,042	534,580
純資産合計	466,042	534,580
負債純資産合計	550,555	623,090

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成29年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	574,515
売掛金	79,600
仕掛品	3,462
原材料及び貯蔵品	1,051
繰延税金資産	3,373
その他	8,811
流動資産合計	670,815
固定資産	
有形固定資産	9,663
無形固定資産	
ソフトウェア	22,967
ソフトウェア仮勘定	401
無形固定資産合計	23,369
投資その他の資産	15,943
固定資産合計	48,976
資産合計	719,792
負債の部	
流動負債	
買掛金	1,548
未払法人税等	14,098
前受収益	11,184
賞与引当金	4,294
その他	27,679
流動負債合計	58,805
固定負債	
長期前受収益	1,609
繰延税金負債	328
その他	1,296
固定負債合計	3,233
負債合計	62,039
純資産の部	
株主資本	
資本金	43,801
資本剰余金	40,165
利益剰余金	577,135
自己株式	△3,350
株主資本合計	657,752
純資産合計	657,752
負債純資産合計	719,792

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高		
製品売上高	341,944	343,012
サービス収入	89,382	108,418
売上高合計	431,327	451,431
売上原価	67,979	85,645
売上総利益	363,348	365,785
販売費及び一般管理費	※1, ※2 274,807	※1, ※2 249,855
営業利益	88,540	115,930
営業外収益		
受取利息及び配当金	86	5
為替差益	42	-
講演料収入	95	142
還付加算金	319	-
償却債権取立益	-	87
その他	60	21
営業外収益合計	604	256
営業外費用		
為替差損	-	57
営業外費用合計	-	57
経常利益	89,145	116,129
特別損失		
固定資産除却損	※3 1,643	-
特別損失合計	1,643	-
税引前当期純利益	87,501	116,129
法人税、住民税及び事業税	20,376	32,465
法人税等調整額	2,057	6,776
法人税等合計	22,433	39,241
当期純利益	65,067	76,887

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31 日)		当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	7,454	5.2	6,661	4.3
II 労務費		96,183	67.1	106,267	69.3
III 経費		39,786	27.7	40,591	26.4
当期総製造費用		143,424	100.0	153,520	100.0
期首仕掛品たな卸高	※ 2	2,195		1,755	
合計		145,619		155,276	
他勘定振替高		75,884		62,796	
期末仕掛品たな卸高		1,755		6,834	
当期売上原価		67,979		85,645	

原価計算の方法

実際原価による個別原価計算であります。

(注) ※ 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31 日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31 日)
減価償却費 (千円)	11,583	11,676
支払手数料 (千円)	7,291	7,390
外注加工費 (千円)	7,231	6,903
地代家賃 (千円)	6,587	7,102

※ 2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31 日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31 日)
研究開発費 (千円)	49,440	48,775
ソフトウェア仮勘定 (千円)	19,983	7,006
営業支援費 (千円)	6,461	7,015
合計 (千円)	75,884	62,796

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	411,484
売上原価	106,007
売上総利益	305,476
販売費及び一般管理費	202,329
営業利益	103,147
営業外収益	
受取利息及び配当金	3
講演料収入	30
補助金収入	1,000
営業外収益合計	1,033
営業外費用	
為替差損	9
営業外費用合計	9
経常利益	104,171
税引前四半期純利益	104,171
法人税、住民税及び事業税	29,631
法人税等調整額	△432
法人税等合計	29,198
四半期純利益	74,972

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	30,201	10,565	10,565	360,207	360,207	-	400,974	400,974
当期変動額								
当期純利益				65,067	65,067		65,067	65,067
自己株式の取得						-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	65,067	65,067	-	65,067	65,067
当期末残高	30,201	10,565	10,565	425,275	425,275	-	466,042	466,042

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	30, 201	10, 565	10, 565	425, 275	425, 275	-	466, 042	466, 042
当期変動額								
当期純利益				76, 887	76, 887		76, 887	76, 887
自己株式の取得						△8, 350	△8, 350	△8, 350
当期変動額合計	-	-	-	76, 887	76, 887	△8, 350	68, 537	68, 537
当期末残高	30, 201	10, 565	10, 565	502, 162	502, 162	△8, 350	534, 580	534, 580

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	87,501	116,129
減価償却費	16,940	15,727
受取利息及び受取配当金	△86	△5
固定資産除却損	1,643	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△17,121	△12,956
たな卸資産の増減額 (△は増加)	748	△4,188
買掛金の増減額 (△は減少)	△6,023	697
未払金の増減額 (△は減少)	5,042	3,214
前受収益の増減額 (△は減少)	4,002	△16,169
長期前受収益の増減額 (△は減少)	△20,000	△5,016
その他の増減額 (△は減少)	△117	18,996
小計	72,529	116,429
利息及び配当金の受取額	86	5
法人税等の還付額	27,321	199
法人税等の支払額	△868	△30,188
営業活動によるキャッシュ・フロー	99,068	86,445
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,600	-
無形固定資産の取得による支出	△23,659	△9,313
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,259	△9,313
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	-	△8,350
リース債務の返済による支出	△1,932	△648
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,932	△8,998
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	69,876	68,133
現金及び現金同等物の期首残高	343,799	413,676
現金及び現金同等物の期末残高	※ 413,676	※ 481,809

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～18年

工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

また、ソフトウェア(市場販売目的)については、見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒れの実績がなく、また貸倒懸念債権等もないことから貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。なお、当事業年度末においては、該当がないため計上しておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～18年

工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

また、ソフトウェア（市場販売目的）については、見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒れの実績がなく、また貸倒懸念債権等もないことから貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

（追加情報）

当事業年度において、未払賞与の支給額が確定していることから、未払費用として計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度57.0%、当事業年度57.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43.0%、当事業年度42.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
役員報酬	41,400千円	46,950千円
給料及び手当	75,199	57,995
研究開発費	66,205	67,319
減価償却費	5,373	4,051

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	66,205千円	67,319千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
ソフトウェア	1,643千円	-千円
工具、器具及び備品	0千円	-千円
計	1,643千円	-千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,041,000	-	-	4,041,000
合計	4,041,000	-	-	4,041,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成19年ストック・オプションとしての新株予約権 (第2回)	-	-	-	-	-	-
平成19年ストック・オプションとしての新株予約権 (第3回)	-	-	-	-	-	-
平成19年ストック・オプションとしての新株予約権 (第4回)	-	-	-	-	-	-
平成26年ストック・オプションとしての新株予約権 (第6回)	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,041,000	-	-	4,041,000
合計	4,041,000	-	-	4,041,000
自己株式				
普通株式（注）	-	167,000	-	167,000
合計	-	167,000	-	167,000

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加167,000株は、自己株式の取得による増加167,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成19年ストック・オプションとしての新株予約権（第2回）	-	-	-	-	-	-
平成19年ストック・オプションとしての新株予約権（第3回）	-	-	-	-	-	-
平成19年ストック・オプションとしての新株予約権（第4回）	-	-	-	-	-	-
平成26年ストック・オプションとしての新株予約権（第6回）	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	413,676千円	481,809千円
現金及び現金同等物	413,676	481,809

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等、預り金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業グループからの報告に基づき管理グループで資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してヘッジすることを原則としておりますが、外貨建ての営業債務額が少額のため、為替予約は利用しておりません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度（平成28年3月期）の決算日現在における営業債権のうち17.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	413,676	413,676	-
(2) 売掛金	61,018	61,018	-
資産計	474,694	474,694	-
(1) 未払金	16,188	16,188	-
(2) 未払法人税等	19,508	19,508	-
(3) 預り金	5,205	5,205	-
負債計	40,903	40,903	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	413,676	-	-	-
売掛金	61,018	-	-	-
合計	474,694	-	-	-

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等、預り金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業グループからの報告に基づき管理グループで資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してヘッジすることを原則としておりますが、外貨建ての営業債務額が少額のため、為替予約は利用しておりません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度（平成29年3月期）の決算日現在における営業債権のうち10.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	481,809	481,809	-
(2) 売掛金	73,974	73,974	-
資産計	555,784	555,784	-
(1) 未払金	19,403	19,403	-
(2) 未払法人税等	21,984	21,984	-
(3) 預り金	9,335	9,335	-
負債計	50,723	50,723	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	481,809	-	-	-
売掛金	73,974	-	-	-
合計	555,784	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(平成28年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成26年9月1日に1株を1,000株とする株式分割を行っており、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 5名	当社取締役 1名 当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 55,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成19年7月10日	平成20年7月8日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	自平成21年8月1日 至平成29年7月8日	自平成22年8月1日 至平成29年7月8日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社従業員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 750,000株	普通株式 190,000株
付与日	平成20年7月18日	平成27年6月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	自平成22年8月1日 至平成29年7月8日	自平成29年7月1日 至平成33年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	55,000	50,000	645,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	5,000	-	45,000
未行使残	50,000	50,000	600,000

	第6回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	190,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	190,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 平成26年9月1日付株式分割(1株につき1,000株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	40	40	40
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	100
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 平成26年9月1日付株式分割(1株につき1,000株)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

55,643千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

-円

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成26年9月1日に1株を1,000株とする株式分割を行っており、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 5名	当社取締役 1名 当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 55,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成19年7月10日	平成20年7月8日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	自平成21年8月1日 至平成29年7月8日	自平成22年8月1日 至平成29年7月8日

（注）株式数に換算して記載しております。

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社従業員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 750,000株	普通株式 190,000株
付与日	平成20年7月18日	平成27年6月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	自平成22年8月1日 至平成29年7月8日	自平成29年7月1日 至平成33年3月31日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	50,000	50,000	600,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	50,000	50,000	600,000

	第6回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	190,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	190,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 平成26年9月1日付株式分割（1株につき1,000株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	40	40	40
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	100
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 平成26年9月1日付株式分割(1株につき1,000株)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

75,811千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

-円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産	
前受収益	6,962千円
未払事業税	2,475
長期前受収益	1,155
敷金及び保証金	127
繰延税金資産小計	10,719
評価性引当額	△127
繰延税金資産合計	10,592
繰延税金負債	
その他	-
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産純額	10,592

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
研究開発税制による税額控除	△4.9
雇用促進税制による税額控除	△2.7
軽減税率の適用による影響	△1.1
その他	△1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.4%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.5%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成29年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産	
減価償却費	832千円
未払事業税	1,828
前受収益	1,155
敷金及び保証金	208
繰延税金資産小計	4,023
評価性引当額	△208
繰延税金資産合計	3,816
繰延税金負債	
その他	-
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産純額	3,816

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は音声合成事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は音声合成事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	法人向け製品	法人向けサービス	コンシューマー向け 製品	合計
外部顧客への売上高	312,540	89,382	29,404	431,327

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	79,154	音声合成事業

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	法人向け製品	法人向けサービス	コンシューマー向け 製品	合計
外部顧客への売上高	298,667	108,418	44,345	451,431

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	86,132	音声合成事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	115.33円
1株当たり当期純利益金額	16.10円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	65,067
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	65,067
普通株式の期中平均株式数 (千株)	4,041
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数890個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	137.99円
1株当たり当期純利益金額	19.57円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	76,887
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	76,887
普通株式の期中平均株式数 (千株)	3,928
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数890個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、当第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	12,043千円

(株主資本等変動計算書関係)

当第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期累計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第3四半期累計期間において新株予約権の行使請求に伴い新株式680,000株を発行致しました。また、平成29年9月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成29年9月28日付で、第三者割当による自己株式100,000株の処分を実施致しました。この結果、当第3四半期累計期間において資本金が13,600千円増加、資本剰余金が29,600千円増加、自己株式が5,000千円減少し、当第3四半期会計期間末において資本金が43,801千円、資本剰余金が40,165千円、自己株式が3,350千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当社は音声合成事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

当第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	17.24円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	74,972
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	74,972
普通株式の期中平均株式数（千株）	4,348
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第7回新株予約権 新株予約権の数 99個 普通株式 99,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	8,368	-	-	8,368	1,312	566	7,056
工具、器具及び備品	3,317	-	-	3,317	2,004	574	1,313
リース資産	3,000	-	-	3,000	800	600	2,200
有形固定資産計	14,686	-	-	14,686	4,117	1,740	10,569
無形固定資産							
ソフトウェア	69,622	12,016	-	81,639	54,770	13,987	26,868
ソフトウェア仮勘定	2,765	8,533	11,236	62	-	-	62
無形固定資産計	72,388	20,550	11,236	81,701	54,770	13,987	26,931
長期前払費用	335	-	-	335	125	25	210

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	販売用ソフトウェア・プログラム等	11,236千円
	自社利用ソフトウェア	780千円

2. 当期減少額の中の主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替計上	11,236千円
-----------	--------------	----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末におけるリース債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	82
預金	
普通預金	481,726
小計	481,726
合計	481,809

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社N T T ドコモ	7,609
株式会社AHS	6,215
ミクニ電気有限会社	6,183
株式会社博報堂プロダクツ	3,456
株式会社システナ	3,132
その他	47,378
合計	73,974

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
61,018	446,997	434,041	73,974	85.4	55

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
受託開発作業	6,834
合計	6,834

ニ. 原材料

区分	金額 (千円)
ドングル	519
合計	519

(注) ドングルとは、主にソフトウェアの不正使用防止のために用いられる取り付け式の小型装置であります。

② 流動負債
買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社システムニシツウ	510
ジグソー株式会社	327
株式会社マトリクススタジオ	278
株式会社ヴィムス	108
合計	1,224

（３）【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成30年５月23日開催の取締役会において承認された第15期事業年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 財務諸表
イ 貸借対照表

(単位：千円)

当事業年度 (平成30年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	636,037
売掛金	91,472
仕掛品	1,450
原材料及び貯蔵品	602
前払費用	9,032
繰延税金資産	3,308
その他	8,100
流動資産合計	750,004
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	8,368
減価償却累計額	△1,878
建物附属設備（純額）	6,490
工具、器具及び備品	6,427
減価償却累計額	△3,229
工具、器具及び備品（純額）	3,197
リース資産	3,759
減価償却累計額	△125
リース資産（純額）	3,633
有形固定資産合計	13,321
無形固定資産	
ソフトウェア	21,445
無形固定資産合計	21,445
投資その他の資産	
投資有価証券	1,071
長期前払費用	185
繰延税金資産	1,032
その他	9,868
投資その他の資産合計	12,158
固定資産合計	46,926
資産合計	796,931

(単位：千円)

当事業年度
(平成30年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	11,002
リース債務	758
未払金	32,563
未払費用	10,408
未払法人税等	19,885
預り金	13,447
前受収益	12,186
流動負債合計	100,252
固定負債	
リース債務	3,289
長期前受収益	1,192
固定負債合計	4,482
負債合計	104,735
純資産の部	
株主資本	
資本金	43,801
資本剰余金	
資本準備金	13,600
その他資本剰余金	26,565
資本剰余金合計	40,165
利益剰余金	
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	588
繰越利益剰余金	610,990
利益剰余金合計	611,578
自己株式	△3,350
株主資本合計	692,196
純資産合計	692,196
負債純資産合計	796,931

	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
売上高	
製品売上	465,346
サービス収入	125,705
売上高合計	591,052
売上原価	152,206
売上総利益	438,845
販売費及び一般管理費	※1※2 292,008
営業利益	146,837
営業外収益	
受取利息及び配当金	5
講演料収入	50
補助金収入	1,000
営業外収益合計	1,055
営業外費用	
支払利息	28
為替差損	6
営業外費用合計	34
経常利益	147,858
特別損失	
投資有価証券評価損	3,548
特別損失合計	3,548
税引前当期純利益	144,309
法人税、住民税及び事業税	35,419
法人税等調整額	△525
法人税等合計	34,893
当期純利益	109,415

売上原価明細書

		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	8,594	4.1
II 労務費		118,661	56.9
III 経費		81,482	39.0
当期総製造費用		208,737	100.0
期首仕掛品たな卸高		6,834	
合計	※ 2	215,572	
他勘定振替高		61,915	
期末仕掛品たな卸高		1,450	
当期売上原価		152,206	

原価計算の方法

実際原価による個別原価計算であります。

(注) ※ 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
減価償却費 (千円)	11,373
支払手数料 (千円)	8,251
外注加工費 (千円)	44,834
地代家賃 (千円)	8,191

※ 2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
研究開発費 (千円)	57,530
ソフトウェア仮勘定 (千円)	913
営業支援費 (千円)	3,379
その他 (千円)	91
合計 (千円)	61,915

ハ 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
					固定資産 圧縮積立 金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	30,201	－	10,565	10,565	－	502,162	502,162	△8,350	534,580	534,580
当期変動額										
新株の発行 （新株予約権の 行使）	13,600	13,600		13,600					27,200	27,200
固定資産圧縮積 立金の積立					654	△654	－		－	－
固定資産圧縮積 立金の取崩					△65	65	－		－	－
当期純利益						109,415	109,415		109,415	109,415
自己株式の処分			16,000	16,000				5,000	21,000	21,000
当期変動額合計	13,600	13,600	16,000	29,600	588	108,827	109,415	5,000	157,615	157,615
当期末残高	43,801	13,600	26,565	40,165	588	610,990	611,578	△3,350	692,196	692,196

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	144,309
減価償却費	16,630
補助金収入	△1,000
投資有価証券評価損	3,548
受取利息及び受取配当金	△5
支払利息	28
売上債権の増減額 (△は増加)	△17,497
たな卸資産の増減額 (△は増加)	5,301
買掛金の増減額 (△は減少)	9,778
未払金の増減額 (△は減少)	12,313
前受収益の増減額 (△は減少)	1,164
長期前受収益の増減額 (△は減少)	△1,088
その他	△14,860
小計	158,621
利息及び配当金の受取額	5
利息の支払額	△28
法人税等の支払額	△37,518
営業活動によるキャッシュ・フロー	121,080
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,862
無形固定資産の取得による支出	△6,928
投資有価証券の取得による支出	△4,620
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,410
財務活動によるキャッシュ・フロー	
新株予約権の行使による株式発行による収入	27,200
自己株式の処分による収入	21,000
リース債務の返済による支出	△641
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,558
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	154,228
現金及び現金同等物の期首残高	481,809
現金及び現金同等物の期末残高	636,037

注記事項

(重要な会計方針)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～18年

工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

また、ソフトウェア（市場販売目的）については、見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒れの実績がなく、また貸倒懸念債権等もないことから貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。なお、当事業年度末においては、該当がないため計上しておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

適用時期については、現在、検討中であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は当事業年度54.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は当事業年度45.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
役員報酬	45,300千円
給料及び手当	61,615
研究開発費	64,360
減価償却費	5,230

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	64,360千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	4,041,000	680,000		4,721,000
合計	4,041,000	680,000		4,721,000
自己株式				
普通株式(注)2	167,000		100,000	67,000
合計	167,000		100,000	67,000

(注) 1. 普通株式の株式数の増加680,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少100,000株は、第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成26年ストック・オプションとしての新株予約権(第6回)	—	—	—	—	—	—
平成29年ストック・オプションとしての新株予約権(第7回)(注)	—	—	—	—	—	—
平成29年ストック・オプションとしての新株予約権(第8回)(注)	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 第7回及び第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	636,037千円
現金及び現金同等物	636,037

(リース取引関係)

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

本社における複合機であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は、1年以内の支払期日であります。

リース債務は設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

投資有価証券については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業グループからの報告に基づき管理グループで資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してヘッジすることを原則としておりますが、外貨建ての営業債務額が少額のため、為替予約は利用しておりません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度（平成30年3月期）の決算日現在における営業債権のうち46.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	636,037	636,037	-
(2) 売掛金	91,472	91,472	-
資産計	727,510	727,510	-
(1) 買掛金	11,002	11,002	-
(2) 未払金	32,563	32,563	-
(3) 未払法人税等	19,885	19,885	-
(4) 預り金	13,447	13,447	-
(5) リース債務 (1年内返済予定を含む)	4,048	4,005	△43
負債計	80,947	80,904	△43

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務（1年内返済予定を含む）

時価については、未経過リース料の合計額を新規に同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	1,071

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示対象とはしておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	636,037	-	-	-
売掛金	91,472	-	-	-
合計	727,510	-	-	-

4. リース債務の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	758	790	823	857	818	-

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(平成30年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 5名	当社取締役 1名 当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 55,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成19年7月10日	平成20年7月8日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	自平成21年8月1日 至平成29年7月8日	自平成22年8月1日 至平成29年7月8日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社従業員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 750,000株	普通株式 190,000株
付与日	平成20年7月18日	平成27年6月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	自平成22年8月1日 至平成29年7月8日	自平成29年7月1日 至平成33年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 13名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 99,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成29年6月26日	平成30年3月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	自平成31年7月1日 至平成33年3月31日	自平成32年7月1日 至平成34年3月31日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	50,000	50,000	600,000
権利確定	-	-	-
権利行使	40,000	40,000	600,000
失効	10,000	10,000	-
未行使残	-	-	-

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	190,000	99,000	8,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	190,000	99,000	8,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	40	40	40
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	100	120	210
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産価額方式によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

12,128千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

70,414千円

(税効果会計関係)

当事業年度（平成30年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産	
減価償却費	1,344千円
投資有価証券評価損	1,227
未払事業税	3,308
敷金及び保証金	289
繰延税金資産小計	6,170
評価性引当額	△1,517
繰延税金資産合計	4,653
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△311
繰延税金負債合計	△311
繰延税金資産純額	4,341

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	34.8%
(調整)	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.2%
住民税均等割	0.3%
軽減税率適用による影響	△0.7%
研究開発税制による税額控除	△6.6%
雇用促進税制による税額控除	△5.2%
評価性引当額の増減	0.9%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.2%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は音声合成事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	法人向け製品	法人向けサービス	コンシューマー向け 製品	合計
外部顧客への売上高	387,191	125,705	78,155	591,052

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	98,735	音声合成事業
株式会社AHS	67,722	音声合成事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

有価証券届出書提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉田 大介	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 6.3%	—	ストック・ オプション の行使(注)	12,000	—	—
役員	廣飯 伸一	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接 6.3%	—	ストック・ オプション の行使(注)	12,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年6月24日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

取引金額欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	148.73円
1株当たり当期純利益金額	24.73円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額（千円）	109,415
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	109,415
普通株式の期中平均株式数（千株）	4,423
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権の数297個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料 -
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料（注）2
公告掲載方法	公告方法は、電子公告とする。ただし、事故やその他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL: http://www.ai-j.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年7月29日	株式会社JVCケンウッド 代表取締役社長兼CEO 辻 孝夫	神奈川県横浜 市神奈川区 守屋町3-12	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社エーアイ 代表取締役 吉田 大介	東京都文京区	当社	167,000	8,350,000 (50) (注)4	所有者の事情による
平成28年8月15日	吉田 幸子	兵庫県神戸市垂水区	特別利害関係者等(大株主上位10名)(代表取締役社長の二親等内の血族)	吉田 大介	兵庫県神戸市垂水区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)(大株主上位10名)	200,000	—	相続による
平成29年7月7日	—	—	—	吉田 大介	兵庫県神戸市垂水区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)(大株主上位10名)	300,000	12,000,000 (40) (注)6	新株予約権の権利行使
平成29年7月7日	—	—	—	廣飯 伸一	千葉県浦安市	特別利害関係者等(当社の取締役)(大株主上位10名)	300,000	12,000,000 (40) (注)6	新株予約権の権利行使
平成29年7月7日	—	—	—	平井 啓之	奈良県奈良市	特別利害関係者等(当社の取締役)(大株主上位10名)	30,000	1,200,000 (40) (注)6	新株予約権の権利行使
平成29年9月27日	株式会社エーアイ 代表取締役 吉田 大介	東京都文京区西片1-15-15	当社	TIS株式会社 代表取締役社長 桑野 徹	東京都新宿区西新宿8-17-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	100,000	21,000,000 (210) (注)5	第三者割当による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、簿価純資産法により算出した価格に基づき、当事者間で協議の上決定した価格であります。

5. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）に基づき算出された価格を総合的に勘案して、当事者間の協議の上決定しております。

6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行年月日	平成29年9月27日	平成27年6月1日	平成29年6月26日	平成30年3月1日
種類	普通株式	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行(処分)数	100,000株	普通株式 155,000株	普通株式 86,000株	普通株式 8,000株
発行(処分)価格	210円(注)5	100円	120円(注)3	210円(注)3
資本組入額	—	50円	60円	105円
発行(処分)価額の総額	21,000,000円	15,500,000円	10,320,000円	1,680,000円
資本組入額の総額	—(注)6	7,750,000円	5,160,000円	840,000円
発行(処分)方法	第三者割当の方法による自己株式の処分	平成26年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年6月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	—	(注)3	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員または従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期間又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 発行価格は純資産法により算出した価格を基礎として、決定しております。
 5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項は以下のとおりであります。
 6. 処分価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)に基づき算出された価格を総合的に勘案して、当事者間の協議の上決定した価格であります。
 7. 自己株式の処分のため、資本組入額はありません。

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
行使時の払込金額	1 株につき100円	1 株につき120円	1 株につき210円
行使期間	自 平成29年 7 月 1 日 至 平成33年 3 月31日	自 平成31年 7 月 1 日 至 平成33年 3 月31日	自 平成32年 7 月 1 日 至 平成34年 3 月31日
行使の条件	「第二部 企業情報 第 4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第 4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得 する場合には、取締役会の承 認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得 する場合には、取締役会の承 認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得 する場合には、取締役会の承 認を要するものとする。

(注) 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①当社の株式が、日本国内もしくは外国の証券取引所に上場（以下、「上場」という。）された後 6 箇月が経過するまでは、本件新株予約権を行使することができない。
- ②新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）において、これを行行使することを要する。新株予約権者の死亡により、本新株予約権が承継される場合には、相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、上記①に定める上場後に、定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。
- ④上記①に定める上場の日以前にこれを行行使する場合は、取締役会の承認を要する。
- ⑤その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名または名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
TIS株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	情報・通信	100,000	21,000,000 (210)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) TIS株式会社は、当該第三者割当により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

第6回新株予約権

平成26年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成27年3月27日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
藤田 覚	奈良県奈良市	会社員	15,000	1,500,000 (100)	当社の従業員
栗田 圭介	東京都文京区	会社員	15,000	1,500,000 (100)	当社の従業員
鈴木 真美	東京都板橋区	会社員	15,000	1,500,000 (100)	当社の従業員
西村 綾	東京都品川区	会社員	15,000	1,500,000 (100)	当社の従業員
山崎 賢悟	埼玉県狭山市	会社員	15,000	1,500,000 (100)	当社の従業員
福谷 菜摘	京都府木津川市	会社員	10,000	1,000,000 (100)	当社の従業員
澤村 亜希	千葉県流山市	会社員	10,000	1,000,000 (100)	当社の従業員
今城 龍彦	東京都世田谷区	会社員	10,000	1,000,000 (100)	当社の従業員
森 千恵	東京都世田谷区	会社員	10,000	1,000,000 (100)	当社の従業員
宇賀持 綾子	東京都台東区	会社員	10,000	1,000,000 (100)	当社の従業員
川崎 悦子	東京都江戸川区	会社員	5,000	500,000 (100)	当社の従業員
藤本 ゆい	埼玉県草加市	会社員	5,000	500,000 (100)	当社の従業員
松永 悟行	京都府相楽郡	会社員	5,000	500,000 (100)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
青柳 文太郎	東京都葛飾区	会社員	5,000	500,000 (100)	当社の従業員
中西 美陽	東京都台東区	会社員	5,000	500,000 (100)	当社の従業員
小堀 賢重	京都府木津川市	会社員	5,000	500,000 (100)	当社の従業員

(注) 権利を喪失したものにつきましては記載しておりません。

第7回新株予約権

平成28年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成29年5月19日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
古澤 仁	神奈川県横浜市磯子区	会社役員 会社員	20,000	2,400,000 (120)	特別利害関係者等 (当社の役員兼従業員)
大谷 大和	大阪府堺市堺区	会社員	20,000	2,400,000 (120)	当社の従業員
本間 健一	千葉県船橋市	会社員	10,000	1,200,000 (120)	当社の従業員
小堀 賢重	京都府木津川市	会社員	5,000	600,000 (120)	当社の従業員
木下 裕文	千葉県松戸市	会社員	5,000	600,000 (120)	当社の従業員
福田 郁子	東京都板橋区	会社員	5,000	600,000 (120)	当社の従業員
戸田 悦子	東京都中野区	会社員	5,000	600,000 (120)	当社の従業員
松梨 夏季	京都府木津川市	会社員	5,000	600,000 (120)	当社の従業員
山本 麻佑	京都府京都市伏見区	会社員	5,000	600,000 (120)	当社の従業員
伊佐 衣代	京都府相楽郡精華町	会社員	2,000	240,000 (120)	当社の従業員
市村 舞美	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	2,000	240,000 (120)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
濱田 明日香	千葉県浦安市	会社員	2,000	240,000 (120)	当社の従業員

(注) 権利を喪失したものにつきましては記載しておりません。

第8回新株予約権

平成29年6月30日開催の定時株主総会決議及び平成30年1月25日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名または名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
飯塚 正弘	東京都大田区	会社員	5,000	1,050,000 (210)	当社の従業員
名和 雅実	埼玉県和光市	会社員	3,000	630,000 (210)	当社の従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
吉田 大介 ※1、2	兵庫県神戸市垂水区	1,412,000	28.41
廣飯 伸一 ※1、3	千葉県浦安市	980,000	19.72
株式会社ソルクシーズ ※1	東京都港区芝5-33-7	700,000	14.08
平井 啓之 ※1、3	奈良県奈良市	340,000	6.84
吉田 大志 ※1、5	千葉縣市川市	285,000	5.73
株式会社トラストシステム ※1	東京都千代田区外神田4-14-1	250,000	5.03
亀井 佳代 ※1、5	兵庫県神戸市垂水区	145,000	2.92
TIS株式会社 ※1	東京都新宿区西新宿8-17-1	100,000	2.01
三角 修一 ※1	兵庫県丹波市	93,000	1.87
株式会社エーアイ	東京都文京区西片1-15-15	67,000	1.35
吉田 昭 ※5	静岡県富士宮市	50,000	1.01
中村 正	長野県諏訪郡	50,000	1.01
長尾 章	千葉県船橋市	50,000	1.01
秋吉 邦彦	東京都狛江市	50,000	1.01
株式会社国際電気通信基礎技術研究所	京都府相楽郡	30,000	0.60
湯川 英博	東京都中央区	25,000	0.50
上野 健治	千葉県柏市	25,000	0.50
川崎 悦子 ※6	東京都江戸川区	25,000 (5,000)	0.50 (0.10)
森 千恵 ※6	東京都世田谷区	25,000 (10,000)	0.50 (0.20)
宇賀持 綾子 ※6	東京都台東区	25,000 (10,000)	0.50 (0.20)
古澤 仁 ※3、6	神奈川県横浜市	20,000 (20,000)	0.40 (0.40)
大谷 大和 ※6	大阪府堺市	20,000 (20,000)	0.40 (0.40)
藤田 覚 ※6	奈良県奈良市	15,000 (15,000)	0.30 (0.30)
栗田 圭介 ※6	東京都文京区	15,000 (15,000)	0.30 (0.30)
鈴木 真美 ※6	東京都板橋区	15,000 (15,000)	0.30 (0.30)
西村 綾 ※6	東京都品川区	15,000 (15,000)	0.30 (0.30)
山崎 賢悟 ※6	埼玉県狭山市	15,000 (15,000)	0.30 (0.30)
杉山 浩 ※4	東京都小金井市	10,000	0.20
福谷 菜摘 ※6	京都府木津川市	10,000 (10,000)	0.20 (0.20)
澤村 亜希 ※6	千葉県流山市	10,000 (10,000)	0.20 (0.20)

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
今城 龍彦 ※6	東京都世田谷区	10,000 (10,000)	0.20 (0.20)
小堀 賢重 ※6	京都府木津川市	10,000 (10,000)	0.20 (0.20)
本間 健一 ※6	千葉県船橋市	10,000 (10,000)	0.20 (0.20)
藤本 ゆい ※6	埼玉県草加市	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
松永 悟行 ※6	京都府相楽郡	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
青柳 文太郎 ※6	東京都葛飾区	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
中西 美陽 ※6	東京都台東区	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
木下 裕文 ※6	千葉県松戸市	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
福田 郁子 ※6	東京都板橋区	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
戸田 悦子 ※6	東京都中野区	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
松梨 夏季 ※6	京都府木津川市	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
山本 麻佑 ※6	京都府京都市	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
飯塚 正弘 ※6	東京都大田区	5,000 (5,000)	0.10 (0.10)
三ツ矢 英司	埼玉県飯能市	3,000	0.06
藤原 利弘	京都市東山区	3,000	0.06
林 大輔	大阪市阿倍野区	3,000	0.06
名和 雅実 ※6	埼玉県和光市	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
伊佐 衣代 ※6	京都府相楽郡精華町	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
市村 舞美 ※6	神奈川県横浜市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
濱田 明日香 ※6	千葉県浦安市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
計	—	4,970,000 (249,000)	100.00 (5.01)

（注） 1. 「氏名または名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1：特別利害関係者等（大株主上位10名）
- 2：特別利害関係者等（当社の代表取締役）
- 3：特別利害関係者等（当社の取締役）
- 4：特別利害関係者等（当社の監査等委員）
- 5：特別利害関係者等（当社の代表取締役の二親等内の血族）
- 6：当社の従業員

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

平成30年 5 月16日

株式会社エーアイ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エーアイの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアイの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年 5 月16日

株式会社エーアイ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エーアイの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアイの平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年 5 月16日

株式会社エーアイ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エーアイの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エーアイの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

